

特集 1

男女共同参画と弁護士

第1章

女性弁護士の歩みと日弁連の男女平等・男女共同参画の取組み

第1節 平等と男女共同参画

「世界人口の51%が女性であるのに、この51%が社会の開発への参加からいつも取り残されているということは、人類にとり大きな損失である。（中略）平等とは、計画決定の段階に、女が男と同等の資格で参加することである。政治・社会や教育面での計画決定への参加である。男は幼児のときから社会に出て計画・決定に加わるという教育と訓練を受ける。（中略）女性は能力がないのではなく開発され訓練されていないということである」～最初的女性弁護士久米愛の言葉より～（注1）

1 女性弁護士の歩み

(道を切り開いた人々) 女性弁護士の誕生	<p>1893（明治26）最初の弁護士法。「弁護士タラント欲スル者ハ・・・男子タルコト」と規定。</p> <p>1913（大正2）東北帝国大学（理科）が、女性の入学を認める。</p> <p>1926（昭和元）婦人参政同盟が「婦人弁護士制度制定ニ関スル件」を帝国議会衆議院に請願。</p> <p>1929（昭和4）明治大学に専門部女子部（法科）創立。大学法学部への進路が開かれる。</p> <p>1933（昭和8）弁護士法改正により性別要件削除。</p> <p>1940（昭和15）最初的女性弁護士3名が誕生。（久米愛・三淵嘉子・中田正子）</p>
(3人から3600人へ) 女性弁護士の歩み	<p>1947（昭和22）日本国憲法施行</p> <p>1975（昭和50）国際婦人年</p> <p>1999（平成11）男女共同参画社会基本法制定</p> <p>2008（平成20）現在の到達点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>日弁連会員総数の約14.4%（2008年3月31日現在、会員数25,041人中3,599人）</p><p>司法試験合格者の約4分の1（平成19年度旧司法試験23.0%、新司法試験27.9%）</p><p>法科大学院学生の約30%</p></div>

- 【注】1. 昭和51年1月21日の東村山市の婦人学級での講演。佐賀智恵美著「華やぐ女たち」（1991年早稲田経営出版）から引用。
2. 女性弁護士の歴史と活動の詳細は、日弁連両性の平等に関する委員会編「女性弁護士の歩み—3人から3000人へ」（2007年明石書店）参照。

特集1-1 女性弁護士の歩みと日弁連の男女平等・男女共同参画の取組み

2 裁判を通じて実現されていった憲法の理念と
女性弁護士の活躍

職場の中での男女平等

1. 女性も働きたい — 結婚退職制、女性若年定年制、男女差別定年制訴訟

住友セメント雇用関係確認請求事件（1966.12.20東京地裁）

女性も裁判を起こすことができるようになるには、これを支持する社会の基盤が必要である。「女性も男性並みに働きたい」という要求の高まりを背景に、女性だけに強制された結婚退職制度が、差別是正訴訟の最初のテーマとなった。判決は、結婚退職制は、「性別による合理性を欠く差別の禁止」と「結婚の自由の制限」の観点から、憲法14条、13条、24条、25条、27条の趣旨から民法90条違反とした。

東急機関工業地位保全仮処分事件（1969.7.1東京地裁）

結婚退職制と同じく、女性も男性と同様に働きたいとの要求から、女子若年定年制を争った訴訟である。判決は女30歳・男55歳の定年差別は、著しく不合理なものとして民法90条に違反し無効とした。

日産自動車雇用関係存続確認請求事件（1973.3.23東京地裁。1979.3.12東京高裁。1981.3.24最高裁）

5歳差の男女別定年制を違法として争った事件。判決は、僅かの男女差別も許されないとし、女子の定年年齢を男子より低く定めたのは、民法90条に違反し無効とした。

2. 女性にも同じ賃金を — 男女差別賃金訴訟

秋田相互銀行不当利得返還請求事件（1975.4.10秋田地裁）

26歳になると男女別の賃金表が適用されていた事件について、判決は労基法4条違反を認め、労基法13条の援用により男性との差額賃金の支払を命じた。

京ガス損害賠償請求事件（2001.9.20京都地裁。高裁で和解）

職種が異なる男女間の賃金格差について、職種は違っても労働の価値は同じであり（同一価値労働・同一賃金）、労基法4条違反として民法709条により差額賃金相当損害金の支払いを命じた。

内山工業損害賠償請求事件（2001.5.23岡山地裁。2004.10.28広島高裁岡山支部。2007.7.13最高裁）

仕事の違いがあっても男女は同価値の職務に従事しているから、男女で賃金を区分するのは労基法4条違反の不法行為であるとして、損害賠償を認めた。

3. 女性だって昇格したい —— 地位確認訴訟

芝信用金庫差額賃金請求事件（1996.11.27東京地裁・2000.12.22東京高裁。なお、最高裁で和解）

昇格が賃金額の増加に連動しており、昇格差別は賃金差別に連動し、労基法3、4条に違反し、13条、93条の類推適用により、女性も課長職の資格にあることを認めた。昇格の地位確認を認めなければ女性は退職まで差別を受け続けることが考慮されたのである。

4. これも差別だ！ —— 隠された男女差別・間接差別を告発する訴訟

日本シェーリング賃金請求事件（1981.3.30大阪地裁・1983.8.31大阪高裁・最高裁差戻後和解）

賃金引き上げの条件たる稼働率のなかに、年休・生休・産休・育児時間を含めることは、法が労働者に各権利を保障した趣旨を実質的に失わせるから、公序に反し無効である。

5. 非正規でも差別は許さない —— 非正規雇用差別は、形を変えた男女差別

東芝柳町工場労働契約存在確認等請求事件（1968.8.19横浜地裁・1970.9.30東京高裁・1974.7.22最高裁）

更新を重ねていた臨時工の雇い止めにつき、実質は解雇として解雇無効法理を類推適用した。

丸子警報器損害賠償事件（1996.3.15長野地裁上田支部）

パートに対する賃金差別事件。労基法の根底には、およそ人はその労働に対し、均しく報われなければならないという均等待遇の理念が存在しており、賃金と同じ勤続年数の女性正社員の8割以下となるときは公序良俗違反。

身分関係における憲法理念の実現 —— 婚外子差別の解消に向けて

住民票の記載差別違憲訴訟（1991.5.23東京地裁・1995.3.22東京高裁・1999.1.21最高裁すべて敗訴）

夫婦別姓のために事実婚をしている夫婦から、住民票をみただけで婚外子かどうか分かる表記は憲法違反であるとする訴訟が提起され、形式的理由で敗訴したものの、憲法13条（プライバシー権）・14条（不合理な差別）に違反するとの司法判断（高裁判決）を引き出し、実務の取扱が改められ、すべて同一表記の「子」となった。戸籍の表記についても同様の経過で変更がされている。

非嫡出子の相続分差別違憲訴訟（1993.6.23東京高裁が14条違反と決定。ただし最高裁は別件で合憲判断）

東京高裁決定は、「非嫡出子から見れば、父母が適法な婚姻関係にあったか否かは全く偶然のことに過ぎない」とし、相続分差別は「親の因果が子に報い」式の仕打ちであるとして、違憲とした。最高裁はこの点が争われた別件で1995年7月5日、「法律婚の尊重と婚外子の保護の調整をはかる規定」として合憲と判断。

特集1-1 女性弁護士の歩みと日弁連の男女平等・男女共同参画の取組み

女性に対する暴力は、犯罪であり不法行為であるとの社会通念をはぐくむ

1. 性暴力(強姦・強制わいせつ等)関係の刑事訴訟のあり方への被害女性の立場からの関与

強姦や強制わいせつ等の性暴力被害を受けた女性達は、被害者であるはずなのに、「被害者落ち度」が追及される立場に置かれていた。女性弁護士は、このような構造への異議を唱え、訴訟の場での支援とともに、法定刑・告訴期間・保護法益の問題など法律論の分野で強姦罪等を見直す動きを促した。また法廷での付添人やビデオ・リンクの採用、精神科医やフェミニストカウンセラーなどの専門家との連携で、PTSD等の「被害」の立証活動などの手法を確立していった。

2. 性暴力被害の民事訴訟による追求

性被害に対する損害賠償裁判の提起は、これまで被害者を「恥ずべき存在」としてきた社会の常識への挑戦であり、これを支えた弁護士達の手法がセクシュアル・ハラスメント訴訟等に承継されていった。

3. 戦時性暴力の告発と被害回復への取組み

「従軍慰安婦」事件(1998.4.27山口地裁下関支部。ただし高裁・最高裁では敗訴)

戦後補償裁判の流れの中で、日本軍による性暴力被害者ら(いわゆる「従軍慰安婦」)もその被害を明らかにして提訴した。山口地裁下関支部は、「従軍慰安婦制度」が重大な人権侵害であって、これによる損害を放置することもまた新たに重大な人権侵害を引き起こすとして、救済のための措置をとらなかった立法の不作为を違法とした。

4. ドメスティック・バイオレンス(DV)は「許されない」暴力であるとの意識の確立へ

「法は家庭に入らず」は、家庭を無法地帯にし、女性の生命身体を保護のない状態に置いていた。「DVは暴力である」と女性が声をあげ、離婚訴訟と関連して女性弁護士が多くを担ってきたが、業務妨害(傷害等)の危険もあり、男性弁護士の協力が求められる分野である。

5. セクシュアル・ハラスメント訴訟と「女性の性的自己決定権」の確立

キュー企画損害賠償請求事件(福岡事件。福岡地裁1992.4.16)

部下の女性の異性関係につき悪評を流布した上司及びこれを放置した会社の不法行為を認め、加害者及び会社(使用者責任)に対して損害賠償を命じたものであり、全国のセクシュアル・ハラスメント訴訟の先駆けとなった。

秋田県立農業短大事件(1998.12.10仙台高裁秋田支部逆転勝訴)

「被害女性がすぐ部屋から逃げ出さず、その場で非難しなかったことは、加害行為がなかった証拠とはならず、被害者の行為を一義的に定める経験則はない」として、「あるべき被害者像」の押しつけを排除した。

第2節 男女平等の実現をめざす日弁連としての取り組み

1 「女性の権利に関する特別委員会」 (現「両性の平等に関する委員会」)の発足

1976年5月、日弁連において女性の地位や権利、男女平等に関する課題に取り組む委員会として「女性の権利に関する特別委員会」が設置された。その前年には国際婦人年メキシコ会議が開催され、国内外で男女平等の実現を求める声が高まる中、日弁連も同年行われた第18回人権擁護大会において、働く女性の母性保護と職場における男女差別撤廃に関する宣言を採択した。同委員会は、このような中で、上記宣言の実行を含めて日弁連として男女平等の課題に積極的に取り組もうという女性弁護士らの強い要望に基づいて、誕生したのである。

その後、1993年には「両性の平等に関する委員会」と名称変更された。

2 男女平等の実現をめざす日弁連としての取り組み

日弁連は、女性の地位や権利、男女平等に関連する立法や施策の提言、重大な性差別事件に対する意見表明等を通じて、わが国における男女平等の実現に向けて重要な役割を果たしている。また、特に国際婦人年（1975年）以降、女性の権利や男女平等を求める国際的な潮流が日本の女性施策に大きな影響を及ぼしている中で、国連を中心とする国際活動にも積極的に取り組んでいる。

1. 立法・政策決定に関する提言

●労働関係

- ・男女雇用平等法要綱試案の発表（1980年）
- ・男女雇用平等法制定に関する決議（1983年人権擁護大会）
- ・男女雇用機会均等法の制定・改正に関する意見（1984年、1991年、1996年、2005年）
- ・労働基準法の女子保護規定撤廃に関する意見（1996年、1998年、1999年）
- ・労働者派遣法の制定・改正に関する意見（1985年、1990年、1998年、2003年）
- ・育児休業法の制定・改正に関する意見（1991年、1995年）
- ・パートタイム労働法の制定・改正に関する意見（1993年、2002年、2007年）、

●民法・家族法関係

- ・離婚後の養育費支払確保に関する意見（1992年、2004年）
- ・選択的夫婦別氏制導入、非嫡出子差別廃止等の民法改正に関する意見（1993年、1995年、1996年）

●女性に対する暴力関係

- ・DV防止法改正に関する意見（2003年）

●教育関係

- ・「高等学校家庭科の女子のみ必修」についての意見（1981年）
- ・「教科書における男女平等」に関する意見（1989年）

●社会保障

- ・公的年金制度における「女性の年金権」についての提言（1982年）

特集1-1 女性弁護士の歩みと日弁連の男女平等・男女共同参画の取組み

●女性施策・男女共同参画施策

- ・ 婦人差別撤廃条約の批准と関係法令の制定等に関する決議（1980年人権擁護大会）
- ・ 政府の「国内行動計画」に対する意見（1977年）
- ・ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」に対する意見（1987年）
- ・ 男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな国内行動計画の策定についての意見（1996年）
- ・ 男女共同参画基本計画の策定に対する意見（2000年）

●その他、女性の人権関連

- ・ 優生保護法の一部改正に対する反対意見（1983年）
- ・ 「従軍慰安婦問題」に関する提言（1995年）
- ・ 人身取引の被害者保護・支援等に関する法整備に関する意見（2004年）

2. 女性の権利侵害、男女差別事案に対する対応

- ・ 司法研修所における女子修習生差別問題に関する報告書（1976年）
- ・ 鳥取婦人教職員の退職勧奨問題及び退職優遇措置問題における男女差別撤廃申立事件に関する勧告（1982年）
- ・ 日本航空株式会社の賃金制度における女性問題に対する要望書（1985年）
- ・ 検察官任命に関する要望書（2001年）

3. 国際活動

●女性差別撤廃条約に関連して

- ・ 条約批准を求める活動（前述の1980年人権擁護大会決議等）
- ・ C E D A W（国連女性差別撤廃委員会）における日本政府報告書の審議に際してカウンターレポートの作成・提出、審議への代表派遣
- ・ 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める活動

●世界女性会議への参加、北京宣言・行動綱領の実施状況の監視

- ・ 第4回世界女性会議（1995年北京）に向けて、「第4回世界女性会議のための国別報告」に関する日弁連報告及び「従軍慰安婦問題」に関する提言を作成・公表
- ・ 準備会議への参加、C S W（国連女性の地位委員会）委員への働きかけ
- ・ 世界女性会議に日弁連会長を団長とする代表団を派遣
- ・ 「戦時および武力紛争下における女性に対する暴力に関する国際シンポジウム」（NGOフォーラム会場で開催）に会長がパネリストとして参加
- ・ 北京+5の会議（2000年ニューヨーク）に代表派遣
- ・ 第4回世界女性会議以降、毎年C S Wの会期に代表派遣

第3節 日弁連における男女共同参画

1999年	〔政府〕 「男女共同参画社会基本法」 制定
2000年	〔政府〕 「男女共同参画基本計画」 策定
2002年	〔日弁連〕 「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」
2005年	〔政府〕 「男女共同参画基本計画（第2次）」 策定
2007年 4月	〔日弁連〕 「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」 制定
5月	〔日弁連〕 「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」
6月	〔日弁連〕 「男女共同参画推進本部」 設置
12月	〔日弁連〕 「出産時の会費免除に関する規程」 制定
2008年 3月	〔日弁連〕 「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」 策定

1 男女共同参画社会基本法の制定と 国や地方公共団体等の取組み

個人の尊重（第13条）と法の下での平等（第14条・第24条）を明記した日本国憲法の施行から半世紀以上が経過したが、わが国における男女平等の実現は、実際にはまだまだ不十分であった。国際的にも第4回世界女性会議（1995年北京）において実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全体的参加などを記載した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、その実施が強く求められていた。

こうした状況を受けて、1999年（平成11年）、「男女共同参画社会基本法」が制定された。この基本法前文では、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け」たうえで、「社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくこと」（同上）が重要であると規定しており、国・地方公共団体のみならず、民間企業等の法人（日弁連も含む）においても男女共同参画に取り組むことの重要性が指摘されている。

そして、国は「男女共同参画基本計画」（2000年、第2次2005年）を策定して内閣府におかれた男女共同参画局を中心に取組みを進め、多くの地方公共団体においても男女共同参画条例の制定、基本計画の策定・実施が進められている。

2 日弁連における男女共同参画の取組み

1. 「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」（2002年）

日弁連は、2002年（平成14年）5月24日に開催された第53回定期総会において、「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」を採択し、以下の課題への取組みを表明した。

- ①ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革を実現するため、「司法における性差別」に関するデータ収集・分析と改善勧告などの啓発活動を積極的に推進すること
- ②司法を性差別の禁止を実現する場として機能させるため、ジェンダー問題についての啓発・教育プログラムを開発し、その受講・研修の必修化をめざすこと
- ③司法における意思決定の場に女性が参加し、男女共同参画を実現するためのポジティブ・アクションにとりくむこと

特集1-1 女性弁護士の歩みと日弁連の男女平等・男女共同参画の取組み

しかし、その後も、日弁連の役職者に占める女性会員は極めて少なく、女性会員には就職差別、セクシュアル・ハラスメントによる被害、収入格差が現存しているなど、日弁連内部における男女共同参画への取組みは残念ながらまだ不十分といわざるを得ない状況が続いた。

2. 「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」の制定（2007年4月）

日弁連は、2007年4月の理事会において、「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」を制定し、日弁連の男女共同参画につき、総合的かつ統一的な取組みを行う第一歩を踏み出すこととした。

日弁連が人権擁護を使命とする弁護士により構成される団体であることからすれば、日弁連及び会員が、男女共同参画社会の実現に向けて、その推進に積極的に取り組むことは、わが国社会に対する責務というべきである。日弁連における男女共同参画の推進は、司法におけるジェンダー・バイアスを排除し、国民の半数を占める女性の法的サービスへのアクセスを容易にし、具体的事件の処理を通じて社会における男女共同参画の推進に寄与することとなり、日弁連や司法に対する国民の信頼を高めるものである。このように、日弁連における男女共同参画の推進は日弁連の責務として緊急に取り組むべき課題であると意識されるに至り、上記基本大綱が制定されたのである。

3. 「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」（2007年5月）

この大綱を具体化し、総合的かつ統一的な取組みをもって、会内における男女の実質的な平等を図るとともに、ジェンダーに基づく性別役割分業意識・固定観念・偏見を排除し、女性会員の政策・方針決定過程への参画の拡大をはじめとする男女共同参画の推進を図る「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」が、2007年5月開催の第58回定期総会において採択され、日弁連の男女共同参画を会員の総意をもって取り組むことが明らかにされた。

4. 男女共同参画推進本部の設置

2007年6月には、日弁連会長を本部長とする男女共同参画推進本部が設置され、日弁連における男女共同参画の推進に関する基本的な計画や日弁連における男女共同参画の推進に関する施策の策定、実施状況の検証など、男女共同参画の組織的かつ横断的な取組みを推進するため、活動を開始した。

5. 「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」の策定

2008年3月13日開催の理事会において、「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」が満場一致で承認された。この計画策定にあたっては、全国キャラバンに参加した会員の意見、又は会員へのアンケートに対する回答や日弁連・弁護士会に対する要望などが取り入れられた。

6. 女性会員の産前産後期間の日弁連会費免除規程の制定

2007年12月には、男女共同参画施策の重要項目の一つである「仕事と家庭との両立支援」のために最低限必要なものとして、女性会員の申請を前提に産前産後期間の日弁連会費を免除する旨の規程が制定された。同規程は同年9月以降に出産した会員に遡って適用されることとされた。

第2章

統計データに見る日弁連・弁護士会の男女共同参画

第1節 女性弁護士の実状

1 女性弁護士の基礎データ

1. 女性弁護士数の推移—1950～2008年—

次の表は、女性弁護士数の推移を見たものである。日弁連設立からしばらくの間1桁台であった女性の割合も、2001年には10%を超え、近年その伸びは著しい。

年	正会員 総数	内女性数 (割合)	年	正会員 総数	内女性数 (割合)	年	正会員 総数	内女性数 (割合)	年	正会員 総数	内女性数 (割合)
1950	5,827	6 (0.1%)	1965	7,082	86 (1.2%)	1980	11,441	420 (3.7%)	1995	15,108	996 (6.6%)
1951	5,804	6 (0.1%)	1966	7,343	105 (1.4%)	1981	11,624	446 (3.8%)	1996	15,456	1,070 (6.9%)
1952	5,822	9 (0.2%)	1967	7,645	128 (1.7%)	1982	11,888	477 (4.0%)	1997	15,866	1,176 (7.4%)
1953	5,836	9 (0.2%)	1968	7,918	149 (1.9%)	1983	12,132	514 (4.2%)	1998	16,305	1,295 (7.9%)
1954	5,837	10 (0.2%)	1969	8,198	166 (2.0%)	1984	12,377	554 (4.5%)	1999	16,731	1,398 (8.4%)
1955	5,899	11 (0.2%)	1970	8,478	180 (2.1%)	1985	12,604	590 (4.7%)	2000	17,126	1,530 (8.9%)
1956	5,967	14 (0.2%)	1971	8,797	197 (2.2%)	1986	12,830	620 (4.8%)	2001	18,243	1,849 (10.1%)
1957	6,009	17 (0.3%)	1972	9,106	224 (2.5%)	1987	13,074	654 (5.0%)	2002	18,838	2,063 (11.0%)
1958	6,100	24 (0.4%)	1973	9,541	254 (2.7%)	1988	13,288	694 (5.2%)	2003	19,508	2,273 (11.7%)
1959	6,217	31 (0.5%)	1974	9,830	279 (2.8%)	1989	13,541	721 (5.3%)	2004	20,224	2,448 (12.1%)
1960	6,321	42 (0.7%)	1975	10,115	303 (3.0%)	1990	13,800	766 (5.6%)	2005	21,185	2,648 (12.5%)
1961	6,439	46 (0.7%)	1976	10,421	330 (3.2%)	1991	14,080	811 (5.8%)	2006	22,021	2,859 (13.0%)
1962	6,604	54 (0.8%)	1977	10,689	344 (3.2%)	1992	14,329	846 (5.9%)	2007	23,119	3,152 (13.6%)
1963	6,732	60 (0.9%)	1978	10,977	362 (3.3%)	1993	14,596	894 (6.1%)	2008	25,041	3,599 (14.4%)
1964	6,849	69 (1.0%)	1979	11,206	384 (3.4%)	1994	14,809	938 (6.3%)			



〔注〕 1. 表、グラフの数値は各年ともに3月31日現在の統計データである。
2. 弁護士数は、正会員数（会員の種類については、p.79参照）である。

特集1-2-1 女性弁護士の実状

2. 弁護士会別女性弁護士の割合

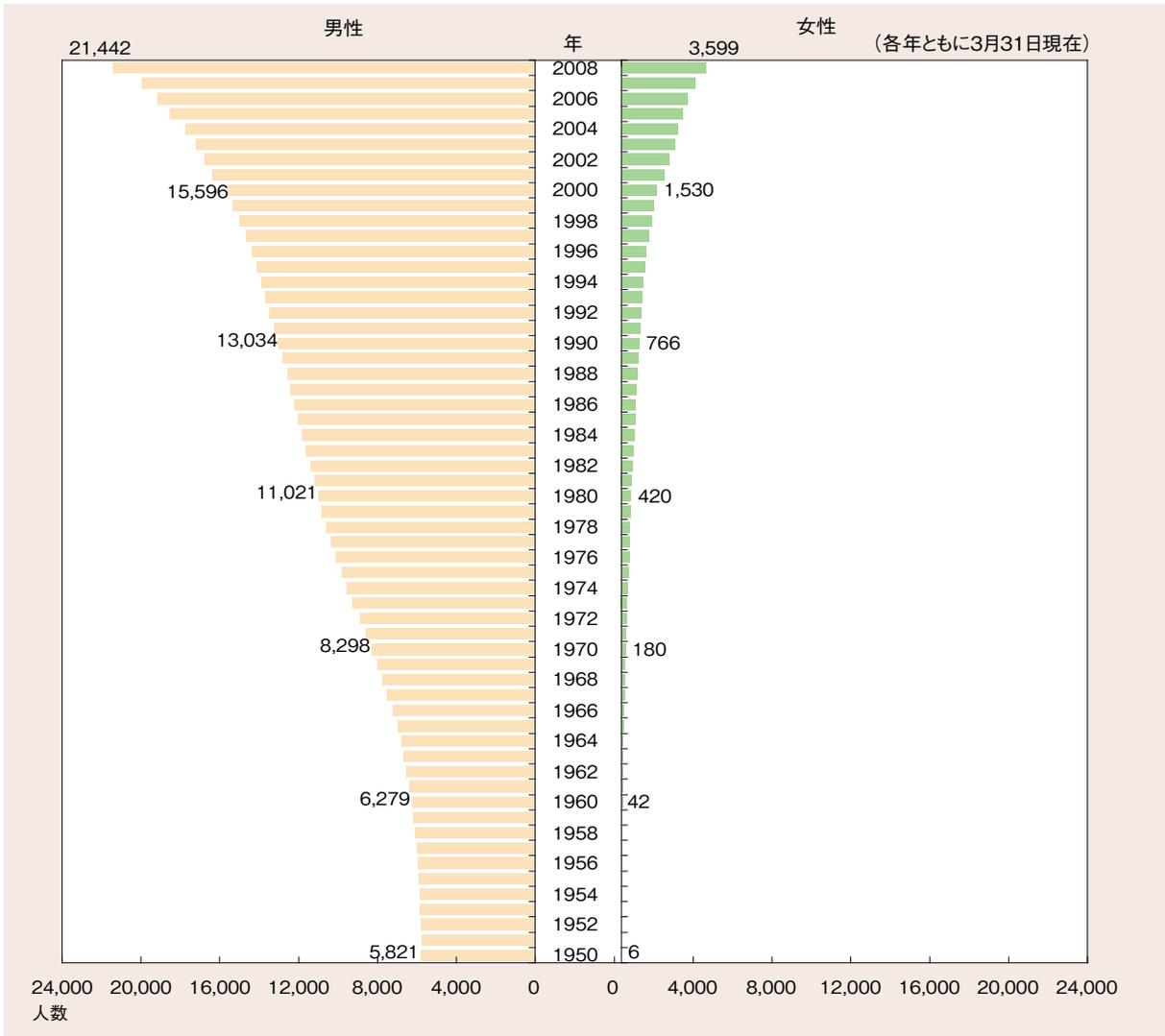
次の表は、所属弁護士会別に見た女性弁護士の割合を高い順に並べたものである。東京三会及び横浜に次いで、島根県が第5位にランクされているのが注目される。

順位	弁護士会	女性率	女性	男性	総数
1	第二東京	17.6%	587	2,757	3,344
2	第一東京	17.5%	580	2,739	3,319
3	東京	15.9%	865	4,585	5,450
4	横浜	15.3%	148	819	967
5	島根県	15.0%	6	34	40
6	兵庫県	15.0%	83	471	554
7	愛知県	14.8%	172	990	1,162
8	千葉県	14.4%	57	340	397
9	京都	14.1%	60	366	426
10	大阪	14.0%	454	2,800	3,254
11	奈良	13.9%	16	99	115
12	仙台	13.4%	38	245	283
13	滋賀	13.4%	11	71	82
14	秋田	13.3%	8	52	60
15	福岡県	13.1%	99	654	753
16	埼玉	12.6%	55	381	436
17	金沢	12.1%	13	94	107
18	釧路	12.0%	6	44	50
19	岐阜県	11.9%	14	104	118
20	岡山	11.8%	27	202	229
21	旭川	11.4%	5	39	44
22	静岡県	10.9%	30	246	276
23	茨城県	10.3%	14	122	136
24	岩手	10.1%	7	62	69
25	高知	10.1%	7	62	69
26	札幌	10.0%	46	413	459
27	栃木県	10.0%	12	108	120
28	長野県	9.5%	14	133	147
29	福井	9.1%	6	60	66
30	鳥取県	8.7%	4	42	46
31	広島	8.7%	30	316	346
32	三重	8.3%	8	88	96
33	佐賀県	8.3%	5	55	60
34	宮崎県	8.0%	6	69	75
35	熊本県	7.3%	12	152	164
36	福島県	7.0%	8	107	115
37	群馬	6.6%	11	155	166
38	山梨県	6.6%	5	71	76
39	香川県	6.5%	7	101	108
40	青森県	6.3%	4	60	64
41	沖縄	6.1%	12	185	197
42	鹿児島	6.0%	6	94	100
43	新潟	5.9%	10	159	169
44	和歌山	5.6%	5	85	90
45	長崎県	5.1%	5	93	98
46	山口県	4.9%	5	97	102
47	山形県	4.6%	3	62	65
48	富山県	4.5%	3	64	67
49	愛媛	4.3%	5	111	116
50	大分県	4.2%	4	92	96
51	徳島	1.7%	1	59	60
52	函館	0.0%	0	33	33
総数に占める女性割合・各合計		14.4%	3,599	21,442	25,041

【注】 弁護士数は、2008年3月31日現在のもの。

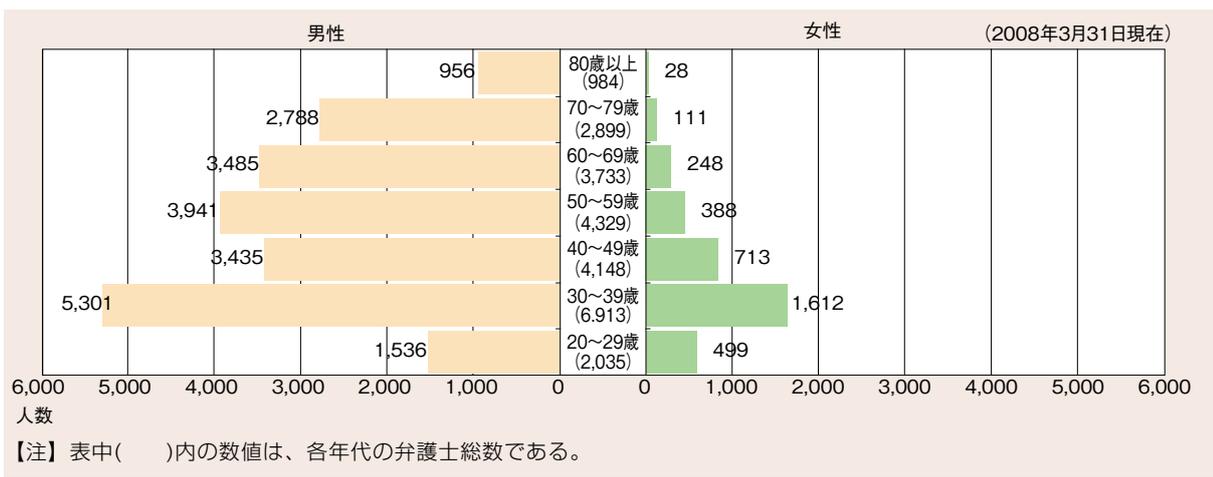
3. 男女別弁護士数の推移

次の表は、男女別弁護士数の推移を示したものである。1990年からの17年間では男性会員数が約1.6倍であるのに対し、女性会員数は約4.7倍に増えている。



4. 年齢別構成

次の表は、男女の弁護士数の分布を年齢別に見たものである。男女ともに、30代が最も多い。



特集1-2-1 女性弁護士の実状

5. 事務所の種類別男女比

次の表は、事務所の種類別弁護士数と女性の割合を見たものである。企業内弁護士における女性の割合の高さが注目される。

■事務所の種類別男女比■

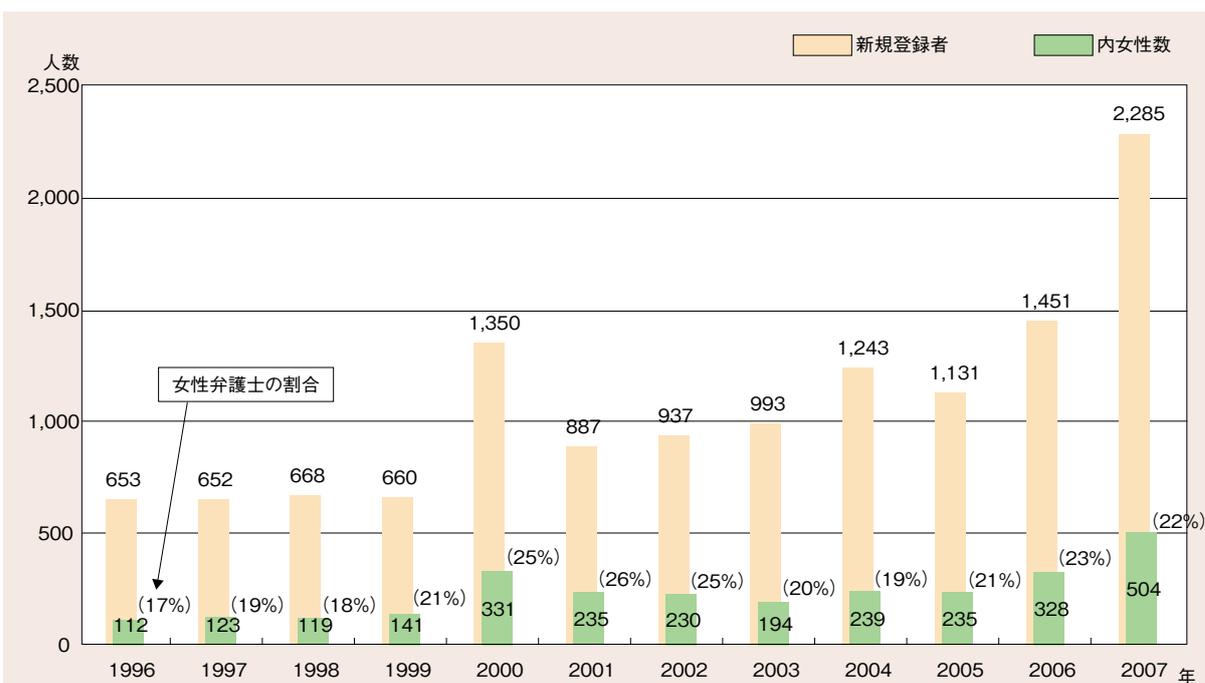
(2008年3月31日現在)

	総数	男性	女性	女性の割合
弁護士総数（正会員）	25,041	21,442	3,599	14.4%
一般の法律事務所	23,280	20,024	3,256	14.0%
弁護士法人 （都市型公設事務所を含む）	1,376	1,145	231	16.8%
ひまわり基金法律事務所	84	69	15	17.9%
法テラス事務所	58	50	8	13.8%
企業	243	154	89	36.6%

【注】 1. 企業とは企業内弁護士のことで、日弁連に届出のなされている住所が企業所在地であり、かつ、名称が企業名であるものについて企業内弁護士として計上した。
2. 弁護士数は、正会員数（会員の種類については、p.79参照）である。

6. 新規登録者に占める女性弁護士の割合

新規登録者に占める女性弁護士の割合を見ると、2000年以降、約20%～25%前後の割合で推移し、2007年には22%が女性弁護士となっている。

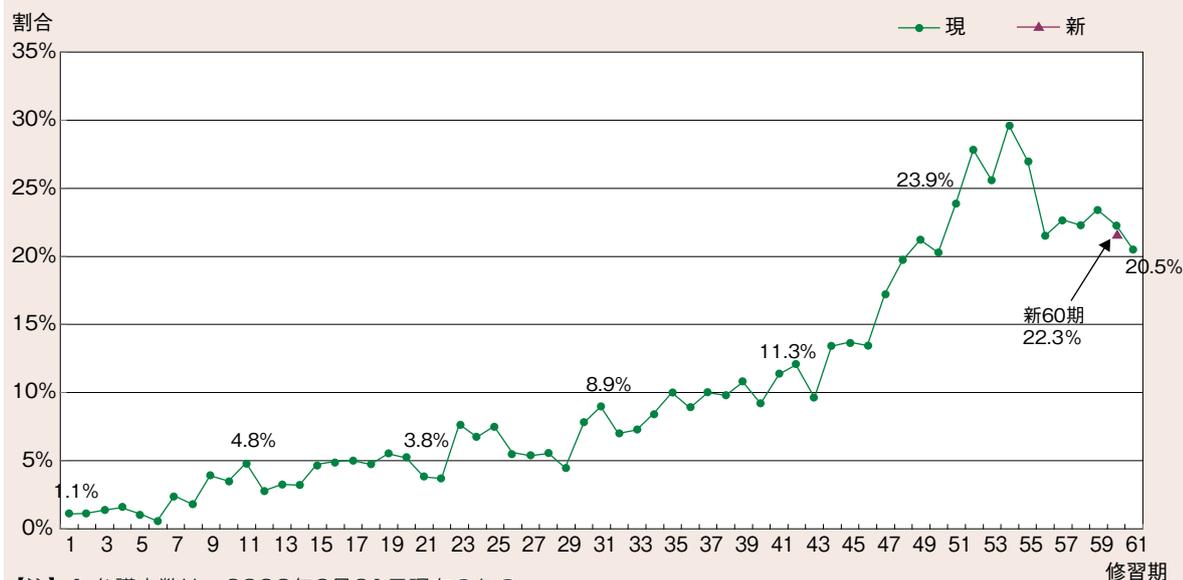


【注】 1. 各年ごとの統計数字は4月1日～3月31日までのものである。
2. 新規登録者には登録換え数は含まない。
3. 2000年、2007年は司法修習終了による新規登録が2回あった年である。

7. 修習期別女性弁護士の推移

次の表は、修習期別に見た女性弁護士数の推移である。1990年以降、女性弁護士の割合は大幅に増加し、近年は22%前後で推移している。

修習期	修習終了日	総数	内女性数	女性の割合	修習期	修習終了日	総数	内女性数	女性の割合
1	1949/05/17	93	1	1.1%	32	1980/04/07	374	26	7.0%
2	1950/03/31	184	2	1.1%	33	1981/04/06	414	30	7.2%
3	1951/03/31	227	3	1.3%	34	1982/04/12	414	35	8.5%
4	1952/03/31	205	3	1.5%	35	1983/04/06	402	40	10.0%
5	1953/04/06	185	2	1.1%	36	1984/04/04	349	31	8.9%
6	1954/04/08	192	1	0.5%	37	1985/04/04	361	36	10.0%
7	1955/04/07	206	5	2.4%	38	1986/04/03	369	36	9.8%
8	1956/04/05	172	3	1.7%	39	1987/04/02	371	40	10.8%
9	1957/04/04	233	9	3.9%	40	1988/04/04	382	35	9.2%
10	1958/04/03	232	8	3.4%	41	1989/04/03	379	43	11.3%
11	1959/04/06	248	12	4.8%	42	1990/04/03	390	47	12.1%
12	1960/04/07	257	7	2.7%	43	1991/04/02	386	37	9.6%
13	1961/04/13	313	10	3.2%	44	1992/04/01	404	54	13.4%
14	1962/04/09	284	9	3.2%	45	1993/04/01	381	52	13.6%
15	1963/04/08	299	14	4.7%	46	1994/04/01	438	59	13.5%
16	1964/04/09	325	16	4.9%	47	1995/04/03	470	81	17.2%
17	1965/04/08	404	20	5.0%	48	1996/04/01	544	107	19.7%
18	1966/04/07	425	20	4.7%	49	1997/04/01	561	119	21.2%
19	1967/04/06	419	23	5.5%	50	1998/04/01	578	117	20.2%
20	1968/04/04	441	23	5.2%	51	1999/04/01	570	136	23.9%
21	1969/04/07	448	17	3.8%	52	2000/04/03	604	168	27.8%
22	1970/04/07	438	16	3.7%	53	2000/10/06	654	167	25.5%
23	1971/04/05	431	33	7.7%	54	2001/10/05	799	236	29.5%
24	1972/04/10	418	28	6.7%	55	2002/10/04	821	222	27.0%
25	1973/04/09	417	31	7.4%	56	2003/10/03	841	181	21.5%
26	1974/04/11	412	23	5.6%	57	2004/10/01	1,003	227	22.6%
27	1975/04/10	448	24	5.4%	58	2005/10/03	979	218	22.3%
28	1976/04/08	435	24	5.5%	59	2006/10/02	1,271	298	23.4%
29	1977/04/07	409	18	4.4%	現60	2007/09/04	1,265	289	22.8%
30	1978/04/06	373	29	7.8%	新60	2007/12/19	864	193	22.3%
31	1979/04/08	381	34	8.9%	現61	2008/09/02	541	111	20.5%

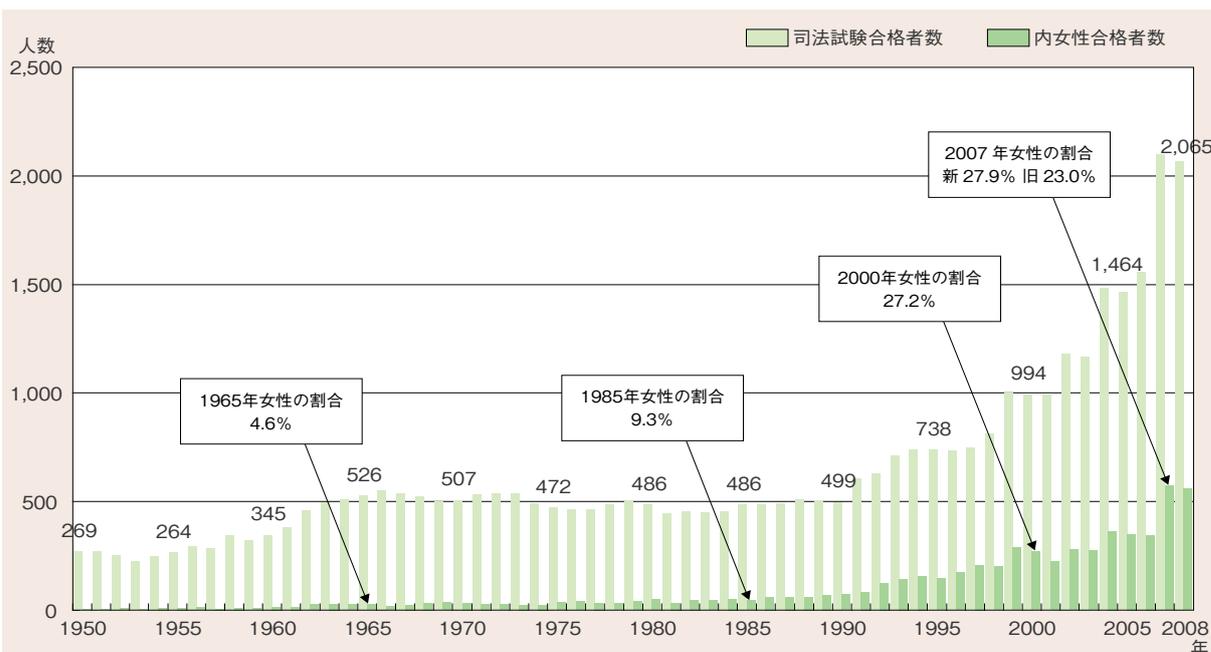


【注】1. 弁護士数は、2008年3月31日現在のもの。
2. 「現」とは、旧司法試験に合格した者、「新」とは、新司法試験に合格した者を表す。

特集1-2-1 女性弁護士の実状

2 司法試験合格者数の推移（女性合格者数）

次の表は、1950年からの司法試験合格者数と女性合格者数の推移である。1990年以降、女性の合格者数は大幅に増加している。2008年の新司法試験合格者数は2,065人で、新司法試験合格者数に占める女性の割合は27.3%であった。



【注】 1. 2006年、2007年の合格者数は、新司法試験及び旧司法試験の合計数をとっている。
 2. 2008年の数値は、新司法試験による合格者数（法務省調べ）で、旧司法試験による合格者数（200人程度）は同年11月に発表予定。

司法試験合格者数とその割合

	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
出願者(人)	50,166	11,160	39,006	49,991	11,161	38,830	45,885	9,889	35,996
合格者(人)	1,170	275	895	1,483	364	1,119	1,464	350	1,114
合格者の男女比		23.5%	76.5%		24.5%	75.5%		23.9%	76.1%
合格率(対出願者)	2.3%	2.5%	2.3%	3.0%	3.3%	2.9%	3.2%	3.5%	3.1%

	平成18年度					
	新司法試験			旧司法試験		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性
出願者(人)	2,137	549	1,588	35,782	7,433	28,349
合格者(人)	1,009	228	781	549	118	431
合格者の男女比		22.6%	77.4%		21.5%	78.5%
合格率(対出願者)	47.2%	41.5%	49.2%	1.5%	1.6%	1.5%

	平成19年度						平成20年度		
	新司法試験			旧司法試験			新司法試験		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
出願者(人)	5,401	1,615	3,786	28,016	5,667	22,349	7,842	2,373	5,469
合格者(人)	1,851	517	1,334	248	57	191	2,065	564	1,501
合格者の男女比		27.9%	72.1%		23.0%	77.0%		27.3%	72.7%
合格率(対出願者)	34.3%	32.0%	35.2%	0.9%	1.0%	0.9%	26.3%	23.8%	27.4%

【注】 1. 上記表は法務省調べによるもの。なお、旧司法試験においては第二次試験の出願者数・合格者数である。
 2. 合格率は、出願者数に対する合格者の割合であり、受験者に対する合格率とは異なる。
 3. 平成20年度の旧司法試験については、同年11月に発表予定。

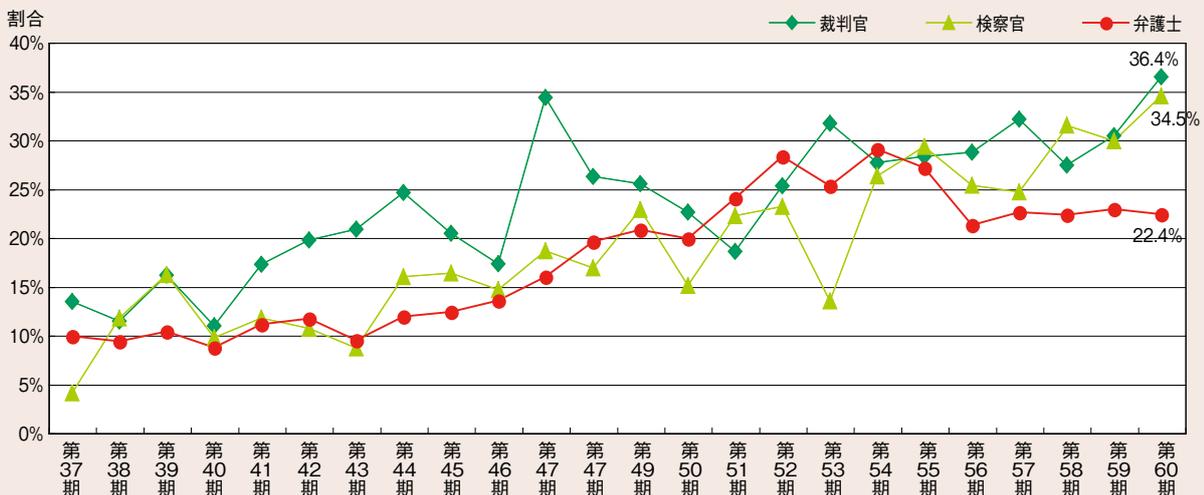
3 司法修習終了者の進路別人数（女性比率）

次の表は、司法修習終了者における進路別人数の女性比率の推移を見たものである。56期以降、女性弁護士の比率が横ばいなのに対し、女性裁判官、女性検察官の割合は増加傾向にある。

期別（終了年度）	終了者数		裁判官		検察官		弁護士		その他	
	総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数	総数	内女性数
第37期（S60）	447	44	52	7	49	2	343	34	3	1
第38期（S61）	450	44	70	8	34	4	342	32	4	0
第39期（S62）	448	52	62	10	37	6	347	36	2	0
第40期（S63）	482	45	73	8	41	4	367	32	1	1
第41期（H1）	470	57	58	10	51	6	360	40	1	1
第42期（H2）	489	63	81	16	28	3	376	44	4	0
第43期（H3）	506	58	96	20	46	4	359	34	5	0
第44期（H4）	508	70	65	16	50	8	378	45	15	1
第45期（H5）	506	72	98	20	49	8	356	44	3	0
第46期（H6）	594	84	104	18	75	11	406	55	9	0
第47期（H7）	633	123	99	34	86	16	438	70	10	3
第48期（H8）	699	142	99	26	71	12	521	102	8	2
第49期（H9）	720	155	102	26	70	16	543	113	5	0
第50期（H10）	726	144	93	21	73	11	553	110	7	2
第51期（H11）	729	167	97	18	72	16	549	132	11	1
第52期（H12）	742	202	87	22	69	16	579	164	7	0
第53期（H12）	788	196	82	26	74	10	625	158	7	2
第54期（H13）	975	281	112	31	76	20	771	224	16	6
第55期（H14）	988	269	106	30	75	22	799	217	8	3
第56期（H15）	1,005	225	101	29	75	19	822	175	7	2
第57期（H16）	1,178	277	109	35	77	19	983	222	9	1
第58期（H17）	1,187	279	124	34	96	30	954	213	13	2
第59期（H18）	1,477	360	115	35	87	26	1,223	280	52	19
第60期（H19）	2,376	568	118	43	113	39	2,043	457	102	29

- 【注】 1. 上記は最高裁判所調べによるもの。
 2. 第33期から第52期までは4月終了、第53期から第59期までは10月終了、第60期は9月及び12月終了である。
 3. 修習終了直後の数による。

修習終了者の進路先に占める女性の割合



4 裁判官・検察官・弁護士の女性比率

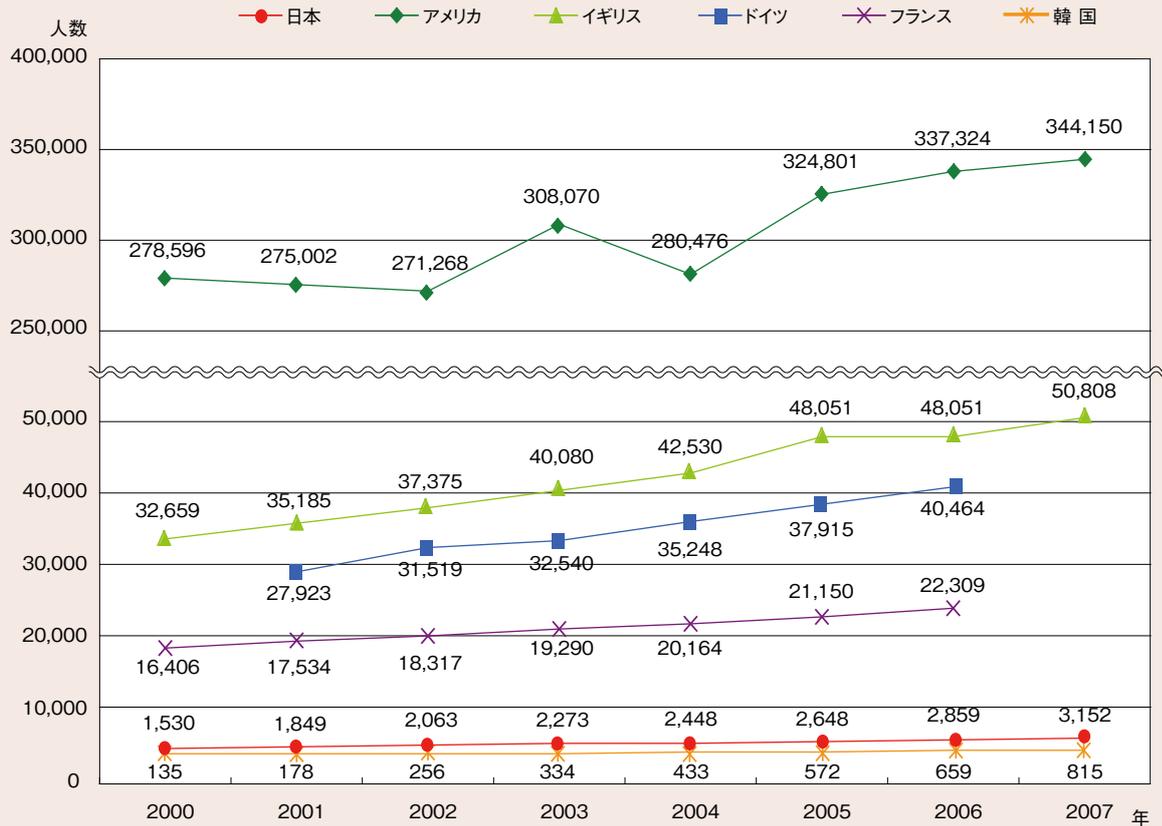
次の表は、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者における女性の割合の推移を見たものである。

年	裁判官数			検察官数			弁護士数		
	総数(人)	内女性数	女性の割合	総数(人)	内女性数	女性の割合	総数(人)	内女性数	女性の割合
1980 (S55)	2,747	76	2.8%	2,129	25	1.2%	11,438	420	3.7%
1981 (S56)	2,761	77	2.8%	2,144	28	1.3%	11,624	445	3.8%
1982 (S57)	2,767	79	2.9%	2,129	27	1.3%	11,888	477	4.0%
1983 (S58)	2,774	85	3.1%	2,098	26	1.2%	12,133	514	4.2%
1984 (S59)	2,783	85	3.1%	2,093	27	1.3%	12,377	554	4.5%
1985 (S60)	2,792	93	3.3%	2,103	27	1.3%	12,604	590	4.7%
1986 (S61)	2,800	99	3.5%	2,110	24	1.1%	12,830	620	4.8%
1987 (S62)	2,808	110	3.9%	2,093	26	1.2%	13,075	654	5.0%
1988 (S63)	2,813	115	4.1%	2,118	32	1.5%	13,290	694	5.2%
1989 (H1)	2,818	126	4.5%	2,092	37	1.8%	13,541	721	5.3%
1990 (H2)	2,823	141	5.0%	2,059	44	2.1%	13,800	766	5.6%
1991 (H3)	2,828	156	5.5%	2,049	46	2.2%	14,080	811	5.8%
1992 (H4)	2,835	169	6.0%	2,039	49	2.4%	14,704	890	6.1%
1993 (H5)	2,842	191	6.7%	2,048	57	2.8%	14,953	937	6.3%
1994 (H6)	2,852	204	7.2%	2,037	67	3.3%	15,212	992	6.5%
1995 (H7)	2,864	236	8.2%	2,057	77	3.7%	15,110	996	6.6%
1996 (H8)	2,879	257	8.9%	2,120	87	4.1%	15,975	1,170	7.3%
1997 (H9)	2,899	282	9.7%	2,164	99	4.6%	16,398	1,283	7.8%
1998 (H10)	2,919	298	10.2%	2,189	113	5.2%	16,853	1,403	8.3%
1999 (H11)	2,949	308	10.4%	2,234	122	5.5%	17,283	1,530	8.9%
2000 (H12)	3,019	328	10.9%	2,231	135	6.1%	17,130	1,531	8.9%
2001 (H13)	3,049	346	11.3%	2,302	161	7.0%	18,246	1,849	10.1%
2002 (H14)	3,094	376	12.2%	2,343	180	7.7%	18,851	2,064	10.9%
2003 (H15)	3,139	394	12.6%	2,383	199	8.4%	19,523	2,275	11.7%
2004 (H16)	3,191	420	13.2%	2,418	209	8.6%	20,240	2,451	12.1%
2005 (H17)	3,266	449	13.7%	2,473	234	9.5%	21,205	2,651	12.5%
2006 (H18)	3,341	474	14.2%	2,479	253	10.2%	22,056	2,867	13.0%
2007 (H19)	3,416	499	14.6%	2,490	271	10.9%	23,154	3,160	13.6%
2008 (H20)	3,491	537	15.4%	2,556	311	12.2%	25,062	3,603	14.4%

- 【注】 1. 裁判官数は、最高裁判所調べによるもので、1980年～1991年は各年の6月現在、1992年～2008年は、各年の4月現在のもの。
 2. 裁判官数は、判事と判事補の人数を合計した数である。判事には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、簡易裁判所判事を含む。
 3. 検察官数は、法務省調べによるもので、各年の3月31日現在のもの。
 4. 検察官数は、検事と副検事の人数を合計した数である。
 5. 弁護士数は、正会員数（会員の種類については、p.79参照）で各年の4月1日現在のもの。

5 主要外国の女性弁護士数

次のグラフは、主要外国の女性弁護士数の推移を見たものである。各国ともに、年々女性弁護士の占める割合が増えていることが分かる。



■ 諸外国の弁護士数と女性の割合 ■

		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
日本	弁護士総数	17,126	18,243	18,838	19,508	20,224	21,185	22,021	23,119
	女性の割合	8.9%	10.1%	11.0%	11.7%	12.1%	12.5%	13.0%	13.6%
アメリカ	弁護士総数	964,000	926,000	929,000	1,058,662	954,000	1,104,766	1,116,967	1,143,358
	女性の割合	28.9%	29.7%	29.2%	29.1%	29.4%	29.4%	30.2%	30.1%
イギリス	弁護士総数	92,901	96,937	99,792	104,000	108,321	112,756	116,577	120,465
	女性の割合	35.2%	36.3%	37.5%	38.5%	39.3%	42.6%	41.2%	42.2%
ドイツ	弁護士総数	104,067	110,367	116,305	121,420	126,793	132,569	138,104	
	女性の割合		25.3%	27.1%	26.8%	27.8%	28.6%	29.3%	
フランス	弁護士総数	35,445	38,140	39,454	40,847	42,609	44,054	45,818	
	女性の割合	46.3%	46.0%	46.4%	47.2%	47.3%	48.0%	48.7%	
韓国	弁護士総数	3,887	4,228	4,618	5,073	5,586	6,300	6,997	7,602
	女性の割合	3.5%	4.2%	5.5%	6.6%	7.8%	9.1%	9.4%	10.7%

【注】 1. 本表は、p.99,100「諸外国の弁護士数」の各国弁護士数とは異なっている。女性弁護士数を得るために調査をした結果、弁護士の定義が複雑で、前述のp.99,100の元資料からは女性弁護士数が得られなかったため、下記及び次頁記載の資料を用いた。なお、空欄は不明。

2. 日本…弁護士数は、各年の4月現在のもの。

3. アメリカ…ABA及びアメリカ労働局が公表する弁護士数。

2000 : Commission on Women in the Profession, ABA. "A Snapshot of Women in the Law in the Year 2000"

特集1-2-1 女性弁護士の実状

- 2001、2003、2005、2006** : Commission on Women in the Profession,ABA. Current Glance of Women in the Law.
- 2002、2004** : Bureau of Labor Statistics. Annual Statistics Current Population Survey(annual).
4. イギリス…イングランドとウェールズのソリシタ及びバリスタの合計。
- ソリシタ (開業証書保持者)
 - 2000、2001、2002、2004、2005** : Law Society. Annual Statistical Report: Trends in the Solicitors' Profession.
 - 2003、2006、2007** : Law Society. "Key Statistics : Solicitors' Profession as at 31 July."
 - バリスタ (独立開業しているバリスタ)
 - 2000~2007** : The General Council of the Bar. "Bar Statistics 2001~2007."
5. ドイツ…**2000~2006** : Documentation Centre for the Law of the Legal Profession in Europe.Developments in the German Legal Profession.
6. フランス…弁護士 (avocats)
- 2000~2003** : "Statistiques sur la profession d'avocat" Infostat Justice 72 (Ministere de la Justice)p.3.Feb.2004
 - 2004~2006** : Ministere de la Justice. "Statistiques sur la profession d'avocat 2006" p.13.Tableau 7 Evolution fu nombre d'avocat inscrits au tableau et sur la liste du stage selon le sexe entre 2002 et 2006.
7. 韓国…大韓弁護士協会調べによる2008年1月1日現在のもの。

第2節 日弁連・弁護士会等における女性役員の状況

1 日弁連における女性役員の状況

1. 会長・副会長

日弁連における会長・副会長の就任状況については、過去、副会長に2人の女性弁護士が就任している。なお、会長は0人である。

就任年度	役職	女性弁護士数	所属弁護士会
2003	副会長	1	広島
2005	副会長	1	第二東京

2. 事務総長・事務次長

就任年度	役職	女性弁護士数	所属弁護士会
1990	事務総長	1	東京
1998	事務次長	1	第二東京
2002	事務次長	1	東京
2004	事務次長	1	東京
2006	事務次長	1	第二東京

3. 理事

次の表は、1984年から2008年における日弁連の理事に占める女性弁護士の割合を見たものである。この5年間では、約4%で推移している。

年 度	女性弁護士数	女性の割合	総数(定員71名)	所属弁護士会
1984	3	4.2%	71	東京・岐阜県・青森県
1985	2	2.8%	71	岩手・高知
1986	1	1.4%	71	岩手
1987	0	0.0%	71	
1988	1	1.4%	71	秋田
1989	0	0.0%	71	
1990	0	0.0%	71	
1991	0	0.0%	71	
1992	2	2.8%	71	東京・京都
1993	3	4.2%	71	第二東京・奈良・宮崎県
1994	3	4.2%	71	東京・横浜・岐阜県
1995	2	2.8%	71	横浜・島根県
1996	4	5.6%	71	茨城県・滋賀・広島・高知
1997	3	4.2%	71	千葉県・福岡県・福島県
1998	2	2.8%	71	東京・高知
1999	1	1.4%	71	岡山
2000	2	2.8%	71	福島県・青森県
2001	1	1.4%	71	大阪
2002	2	2.8%	71	奈良・島根県
2003	1	1.4%	71	第二東京
2004	2	2.8%	71	第二東京・和歌山
2005	4	5.6%	71	第二東京・愛媛・大分県・秋田
2006	2	2.8%	71	京都・大阪
2007	3	4.2%	71	東京・京都・滋賀
2008	3	4.2%	71	埼玉・兵庫県・島根県
総 数	47	2.6%	1,775	

【注】1983年以前の女性理事は2人。内訳は1969年度1人（鳥取県）、1976年度1人（東京）となっている。

特集1-2-2 日弁連・弁護士会等における女性役員の状況

4. 委員会

次の表は、2004年から2008年の過去5年間について日弁連に設置されている委員会における女性弁護士の状況及び、女性弁護士の役職就任状況をまとめたものである（委員会の詳細については、本書198頁の「日弁連の機構」を参照）。

法定委員会

■資格・懲戒委員会（任期が2年間のため、就任時の年度調べによる）■

就任年度	委員会名	男性弁護士数	女性弁護士数
2003	資格審査会	8	0
	懲戒委員会	8	0
2005	資格審査会	8	0
	懲戒委員会	7	1
2007	資格審査会	8	0
	懲戒委員会	7	1

■綱紀委員会■

年度	男性弁護士数	女性弁護士数
2004	24	0
2005	24	0
2006	23	1
2007	23	1
2008	23	1

【注】法定委員会の内、外国法事務弁護士に関する「外国法事務弁護士登録審査会」、「外国法事務弁護士懲戒委員会」、「外国法事務弁護士綱紀委員会」については、女性弁護士は0人である。

常置委員会

年度	委員会全体の委員数		委員会に占める女性の割合	女性弁護士の役職就任状況 (委員会全体における人数)
	男性弁護士数	女性弁護士数		
2004	355	24	6.3%	副委員長 3
2005	355	24	6.3%	副委員長 3
2006	355	26	6.8%	副委員長 1
2007	352	30	7.9%	副委員長 2
2008	348	34	8.9%	委員長 1/副委員長 1

特別委員会

年度	委員会全体の委員数		委員会に占める女性の割合	女性弁護士の役職就任状況 (委員会全体における人数)
	男性弁護士数	女性弁護士数		
2004	3,804	312	7.6%	委員長 3/本部長代行 1/副本部長 2 副委員長 17
2005	3,584	315	8.1%	委員長 1/本部長代行 2/副本部長 3 副委員長 17/副議長 1/事務局次長 3
2006	3,889	327	7.8%	委員長 4/本部長代行 1/副本部長 2 副委員長 19/副議長 1/事務局長 1 事務局次長 6
2007	4,162	385	8.5%	委員長 4/本部長代行 1/副本部長 2 副委員長 20/副議長 1/事務局次長 13
2008	4,145	471	10.2%	委員長 5/本部長代行 1/副本部長 5 副委員長 26/事務局長 3/ 事務局次長代行 1/事務局次長 20

2 弁護士会における女性役員の状況

1. 会長・副会長

次の表は、各弁護士会における女性弁護士の会長及び副会長の就任の状況を一覧にしたものである。女性弁護士が初めて役員に就任した1962年から2008年までをまとめた。

なお、表中の「*番号」は、同一人物が複数回就任していることを表し、同番号＝同一人物である。

年 度	会長数	所属弁護士会	副会長数	所属弁護士会
1962 (S37)	0		2	栃木県・秋田 (*1)
1963 (S38)	0		1	秋田 (*1)
1964 (S39)	0		0	
1965 (S40)	0		0	
1966 (S41)	0		0	
1967 (S42)	0		2	岐阜県 (*2)・鳥取県 (*3)
1968 (S43)	0		2	仙台・鳥取県 (*3)
1969 (S44)	1	鳥取県 (*3)	1	秋田 (*1)
1970 (S45)	0		2	名古屋・秋田 (*1)
1971 (S46)	0		0	
1972 (S47)	0		0	
1973 (S48)	0		2	千葉県・茨城県
1974 (S49)	0		0	
1975 (S50)	0		0	
1976 (S51)	0		0	
1977 (S52)	0		2	岐阜県 (*2)・岩手 (*4)
1978 (S53)	0		1	岩手 (*4)
1979 (S54)	0		2	千葉県・京都 (*5)
1980 (S55)	0		1	横浜
1981 (S56)	0		5	千葉県 (*6)・島根県 (*7)・山形県 (*8)・秋田 (*9)・青森県 (*10)
1982 (S57)	0		6	東京・横浜・仙台・山形県 (*8)・秋田 (*9)・高知 (*11)
1983 (S58)	0		5	岡山 (*12)・仙台・福島県 (*13)・青森県 (*14)・高知 (*15)
1984 (S59)	2	岐阜県 (*2)・青森県 (*10)	3	横浜・群馬・福島県 (*13)
1985 (S60)	2	岩手 (*4)・高知 (*11)	2	熊本県・旭川
1986 (S61)	1	岩手 (*4)	3	岐阜県 (*16)・広島 (*17)・釧路 (*18)
1987 (S62)	0		5	横浜 (*19)・茨城県 (*20)・神戸・金沢・島根県 (*7)
1988 (S63)	1	秋田 (*9)	3	静岡県・京都 (*21)・青森県 (*14)
1989 (H元)	0		6	群馬・神戸・名古屋・仙台・福島県 (*22)・青森県 (*14)
1990 (H2)	0		6	横浜・神戸・滋賀 (*23)・仙台・福島県 (*22)・札幌
1991 (H3)	0		6	東京・横浜・埼玉・大分県 (*24)・仙台・高知 (*25)
1992 (H4)	1	京都 (*5)	3	第二東京・金沢・長崎県 (*26)
1993 (H5)	2	奈良・宮崎県	10	第二東京 (*27)・埼玉 (*28)・千葉県・長野県・和歌山 (*29)・岐阜県 (*16)・金沢・島根県 (*7)・長崎県 (*26)・秋田 (*30)

特集1-2-2 日弁連・弁護士会等における女性役員の状況

年 度	会長数	所属弁護士会	副会長数	所属弁護士会
1994 (H6)	2	横浜 (*19)・岐阜県 (*16)	2	東京・大分県
1995 (H7)	1	島根県 (*7)	1	札幌
1996 (H8)	4	茨城県 (*20)・滋賀 (*23)・ 広島 (*17)・高知 (*25)	4	静岡県・京都・熊本県・仙台
1997 (H9)	2	千葉県 (*6)・福島県 (*13)	4	第一東京・神戸 (*31)・滋賀 (*32)・ 福岡県
1998 (H10)	1	高知 (*15)	8	仙台・秋田 (*33)・ 埼玉・千葉県・奈良 (*34)・ 名古屋・金沢 (*35)・熊本県
1999 (H11)	1	岡山 (*12)	7	仙台 [2人]・横浜・栃木県・奈良 (*34)・ 金沢 (*35)・岡山
2000 (H12)	2	福島県 (*22)・青森県 (*14)	7	千葉県・長野県・兵庫県・奈良・福井・金沢・ 福岡県
2001 (H13)	0		8	東京・千葉県 [2人]・茨城県・大阪・ 兵庫県・広島・島根県 (*36)
2002 (H14)	2	奈良 (*34)・島根県 (*7)	5	横浜・千葉県・長野県 (*37)・ 名古屋・釧路 (*18)
2003 (H15)	0		10	横浜・千葉県・名古屋・三重・福井・ 島根県 (*7)・福岡県・熊本県・仙台・ 秋田 (*30)
2004 (H16)	1	和歌山 (*29)	14	東京・第一東京・第二東京・横浜・千葉県・ 新潟県・広島・岡山・熊本県・宮崎県 (*38)・ 仙台・秋田・札幌・愛媛 (*39)
2005 (H17)	4	第二東京 (*27) 大分県 (*24)・秋田 (*30)・ 愛媛 (*39)	9	横浜・大阪・京都・滋賀 (*40)・福井・ 広島・島根県 (*36)・鹿児島県・ 宮崎県 (*38)
2006 (H18)	1	京都 (*21)	12	東京・第一東京・第二東京・横浜・千葉県・ 静岡県・大阪・滋賀 (*32)・愛知県・ 島根県 (*36)・大分県・香川県
2007 (H19)	1	滋賀 (*32)	15	第二東京・横浜・茨城県・栃木県・群馬・ 長野県 (*37)・大阪・京都・奈良・三重・ 岐阜県・鳥取県 (*41)・島根県 (*36)・ 熊本県・仙台
2008 (H20)	3	埼玉 (*28)・兵庫県 (*31)・ 島根県 (*36)	17	第二東京・横浜・千葉県・栃木県・長野県・ 奈良・滋賀 (*40)・愛知県 [2人]・ 金沢・山口県・岡山・鳥取県 (*41)・ 島根県・秋田 [2人] (内1人*33)・高知

【注】 弁護士会名は、就任当時のものである。

2. 弁護士会別会長・副会長

次の表は、弁護士会発足以来、女性弁護士が会長及び副会長に就任した人数を弁護士会別にまとめたものである。

2008年4月1日現在

弁護士会	会長数	副会長数
札幌	0	3
函館	0	0
旭川	0	1
釧路	0	2
仙台	0	13
福島県	2	4
山形県	0	2
岩手県	2	2
秋田県	2	12
青森県	2	4
東京都	0	6
第一東京	0	3
第二東京	1	6
横浜	1	14
埼玉	1	3
千葉県	1	13
茨城県	1	4
栃木県	0	4
群馬	0	3
静岡	0	3
山梨県	0	0
長野県	0	5
新潟県	0	1
愛知県	0	8
三重	0	2
岐阜	2	4
福井	0	3
金沢	0	7
富山	0	0
大阪	0	4
京都	2	5
兵庫	1	6
奈良	2	5
滋賀	2	5
和歌山	1	1
広島	1	4
山口	0	1
岡山	1	4
鳥取	1	4
島根	3	9
香川	0	1
徳島	0	0
高知	3	4
愛媛	1	1
福岡	0	3
佐賀	0	0
長崎	0	2
大分	1	3
熊本	0	6
鹿児島	0	1
宮崎	1	2
沖縄	0	0

特集1-2-2 日弁連・弁護士会等における女性役員の状況

3 弁護士会連合会における女性役員の状況

弁護士会連合会における理事長（会長）等の就任状況については、以下のとおりで、過去5人の女性弁護士が就任している。

就任年度	役職	女性弁護士数	地区	所属弁護士会
1978	副会長	1	東北弁連	秋田
1988	会長	1	東北弁連	秋田
1995	会長	1	東北弁連	岩手
1996	理事長	1	中国地方弁連	広島
2005	理事長	1	関東弁連	第二東京

次の表は、各弁護士会連合会別に過去5年間の常務理事、理事、監事の就任状況をまとめたものである。なお、各弁護士会連合会ごとに、役員の構成、構成人数に違いがある。

	役職	2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度	
		女性 弁護士数	女性の 割合								
北海道	常務理事	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	理事	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	監事	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
東北	理事	1	3.7%	1	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.7%
	監事	2	33.3%	2	33.3%	1	16.7%	1	16.7%	0	0.0%
関東	常務理事	2	10.5%	1	5.3%	2	10.5%	0	0.0%	1	5.3%
	理事	1	5.3%	2	10.5%	0	0.0%	4	21.1%	1	5.3%
	監事	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
中部	常務理事	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	理事	2	6.3%	2	5.9%	2	5.6%	6	15.4%	5	12.2%
	監事	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
近畿	常務理事	1	6.3%	1	6.3%	3	18.8%	1	6.3%	1	6.3%
	理事	2	4.2%	4	8.3%	1	2.1%	7	14.6%	7	14.6%
地方中国	常務理事	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	理事	1	11.1%	2	22.2%	1	6.7%	1	6.7%	2	13.3%
四国	理事	0	0.0%	1	11.1%	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%
	監事	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
九州	常務理事	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	理事	2	11.1%	1	5.6%	0	0.0%	1	5.6%	0	0.0%
合計		15	6.2%	18	7.4%	12	4.7%	21	8.1%	18	7.0%

【注】合計欄の女性の割合は、各年度の総役員数に占める女性役員数の割合で、各年度の女性弁護士数の合計数を、理事長（会長）、副理事長（副会長）を除いた各年度の総役員数で除したものである。

第3節 女性弁護士に関する統計情報—2008年弁護士センサスより—

以下は、2008年4月に実施された弁護士基礎データ調査「弁護士センサス」（隔年実施。本年が実施年にあたる）の結果を基に、女性弁護士の実態についてまとめたものである（なお、本書191頁にて、弁護士センサスの結果を一部紹介している）。

回答数（全体）	4,661
男性	4,003
女性	570
無回答	88

1 経営者・非経営者の割合

男性は経営者が7割を超えているのに対し、女性は非経営者が過半数を占める。

	男 性		女 性	
	人 数	割 合	人 数	割 合
経営者（1人事務所を含む）	3,060	76.4%	267	46.8%
非経営者	931	23.3%	300	52.6%
給料あり	784	19.6%	271	47.5%
給料なし	127	3.2%	25	4.4%

【注】非経営者であると回答したもののうち、給料の有無について無回答だったものがあるため、「給料あり」「給料なし」の合計数と非経営者の総数には差異がある。

2 顧問契約先の有無

男性の場合、顧問契約先を持っているのが6割以上であるのに対し、女性は6割以上が顧問契約先を持っていない。

	男 性		女 性	
	人 数	割 合	人 数	割 合
持っている	2,569	64.2%	197	34.6%
持っていない	1,220	30.5%	358	62.8%
無回答	214	5.3%	15	2.6%

3 国選弁護人の契約状況

「あなたは現在「国選弁護人」の契約をしていますか」という質問に対して男女別にまとめたものである。男女ともに、その半数が、国選弁護人に契約していると回答した。

	男 性		女 性	
	人 数	割 合	人 数	割 合
はい	2,146	53.6%	341	59.8%
いいえ	1,673	41.8%	222	38.9%
無回答	184	4.6%	7	1.2%

4 1週間の平均就労時間数（男女別）

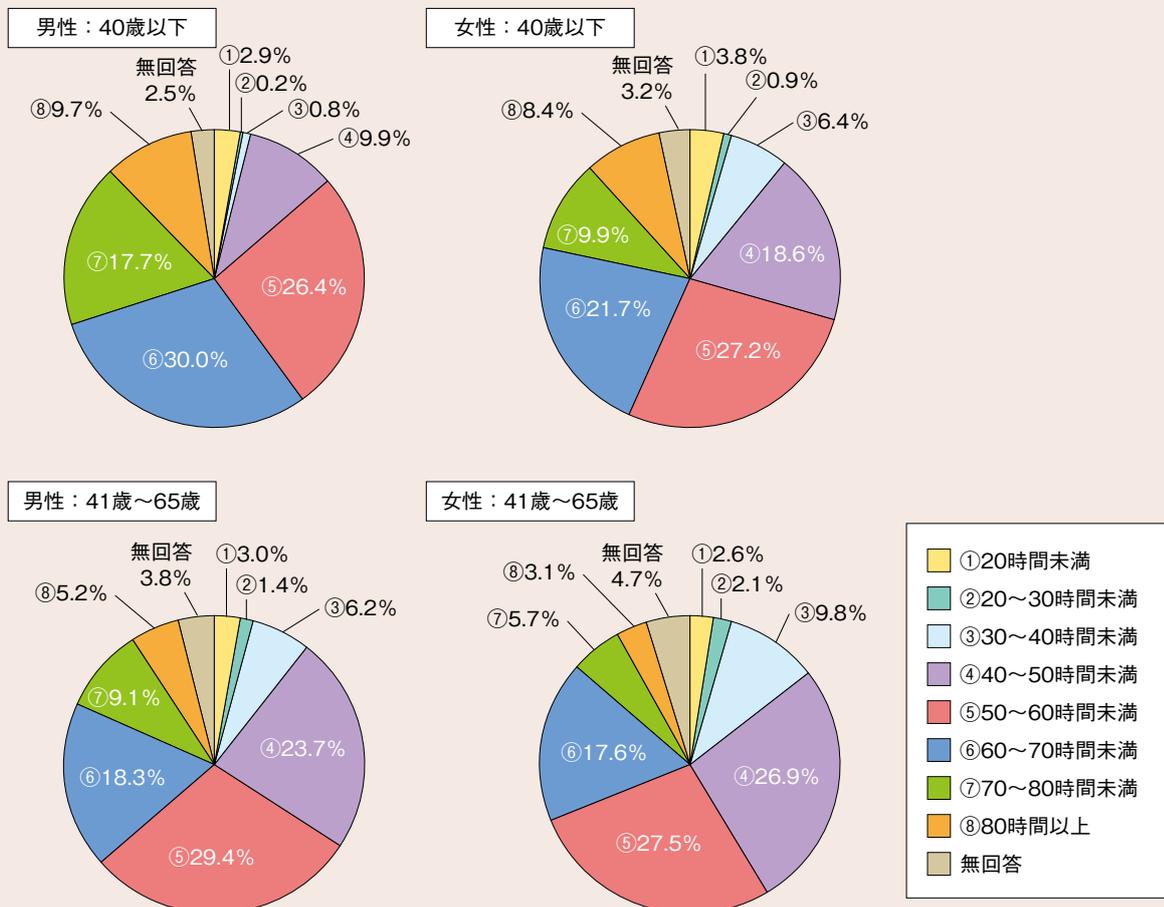


5 1週間の平均就労時間数（年齢区分別）

次のグラフは、弁護士の1週間あたりの平均就労時間について男女別年齢区分別に見たものである。年齢区分を「40歳以下」と「それ以上」としたのは、妊娠・出産年齢との関係に留意したためであり、40歳以下の場合、男女の差が明らかである。

	男性全体	女性全体	男 性		女 性	
			40歳以下	41～65歳	40歳以下	41～65歳
①20時間未満	310	26	33	53	13	5
②20～30時間未満	137	10	2	25	3	4
③30～40時間未満	304	46	9	108	22	19
④40～50時間未満	766	124	115	416	64	52
⑤50～60時間未満	926	153	305	516	94	53
⑥60～70時間未満	713	110	347	321	75	34
⑦70～80時間未満	380	45	205	159	34	11
⑧80時間以上	217	35	112	92	29	6
無回答	250	21	29	66	11	9
計	4,003	570	1,157	1,756	345	193
中 央 値	50時間	50時間	60時間	50時間	55時間	50時間

【注】ここでいう中央値とは、全体数が1,000の場合、500番目の値を中央値とする。



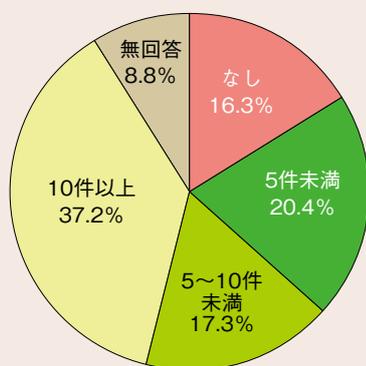
特集1-2-3 女性弁護士に関する統計情報

6 経営者・非経営者別の顧問契約先の件数

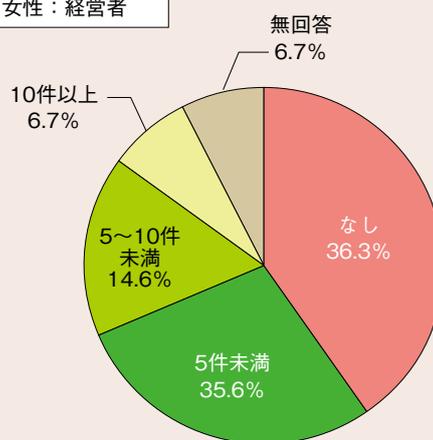
次のグラフは、顧問契約先の有無と顧問契約先の件数について経営者・非経営者別に見たものである。顧問契約先の有無について、女性は経営者、非経営者ともに「なし」と回答している割合が多く、また顧問契約先数についても、男性の場合は10件以上が最多であるのに対し、女性の場合はほとんどが5件未満である。

		男性		女性	
		経営者	非経営者	経営者	非経営者
なし		500	715	97	259
ある	5件未満	624	154	95	35
	5～10件未満	529	20	39	0
	10件以上	1,138	16	18	2
無回答		269	26	18	4
計		3,060	931	267	300

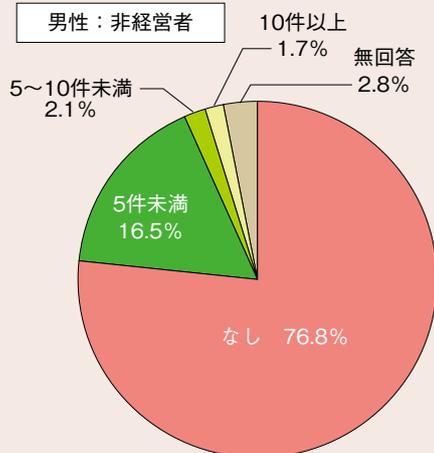
男性：経営者



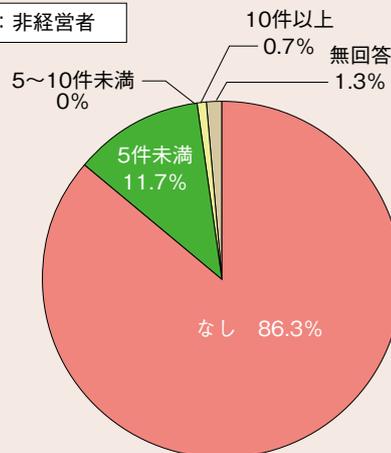
女性：経営者



男性：非経営者



女性：非経営者

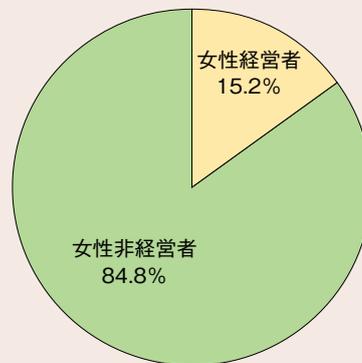
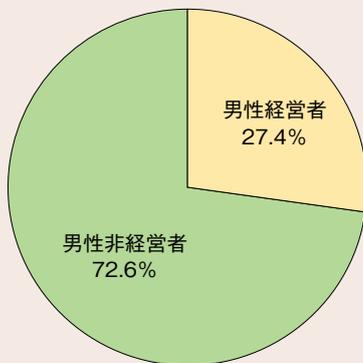


7 弁護士経験10年未満の経営者・非経営者の割合

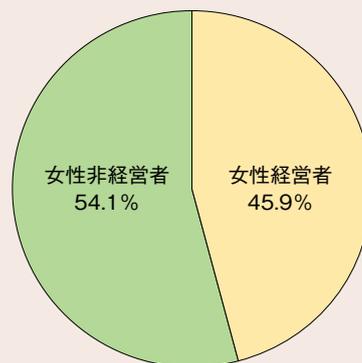
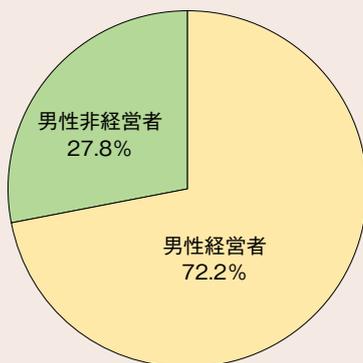
次のグラフは、弁護士経験10年未満の弁護士における経営者・非経営者の割合を見たものである。経験年数10年未満までとしたのは、経験年数10年以上になると大多数の弁護士が経営者となるので、経営者・非経営者の立場別で比較する意義に乏しいためである。

弁護士経験年数5年未満では、男女ともに非経営者の割合が約70～80%であり、そのほとんどが非経営者であるが、弁護士経験年数が5～10年未満では、男性は経営者が約70%を占めているのに対し、女性は半数以上が非経営者である。

弁護士経験年数5年未満



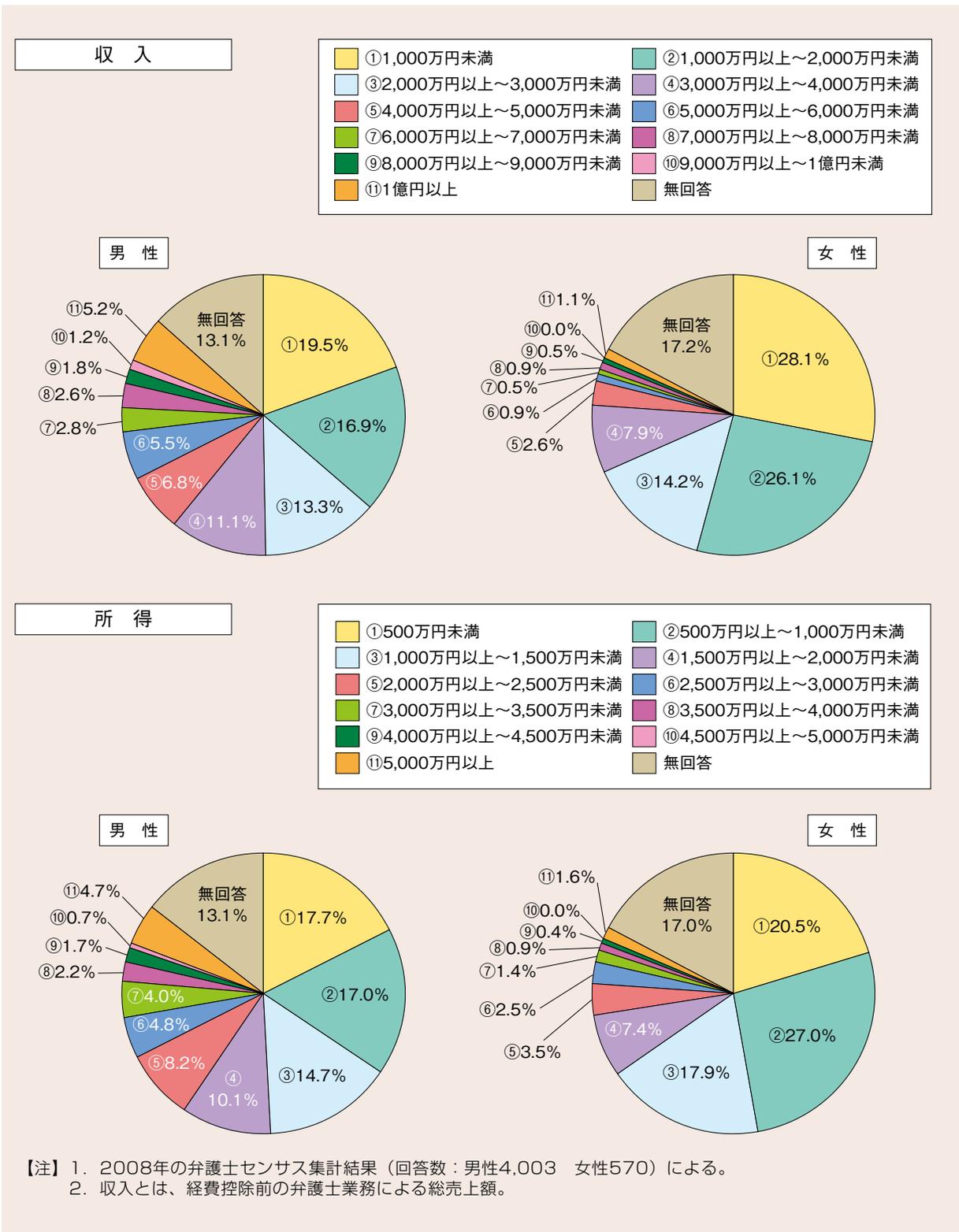
弁護士経験年数5年以上～10年未満



8 収入と所得

以下は、収入（経費控除前）と所得について、様々な角度から男女別の実状をまとめたものである。

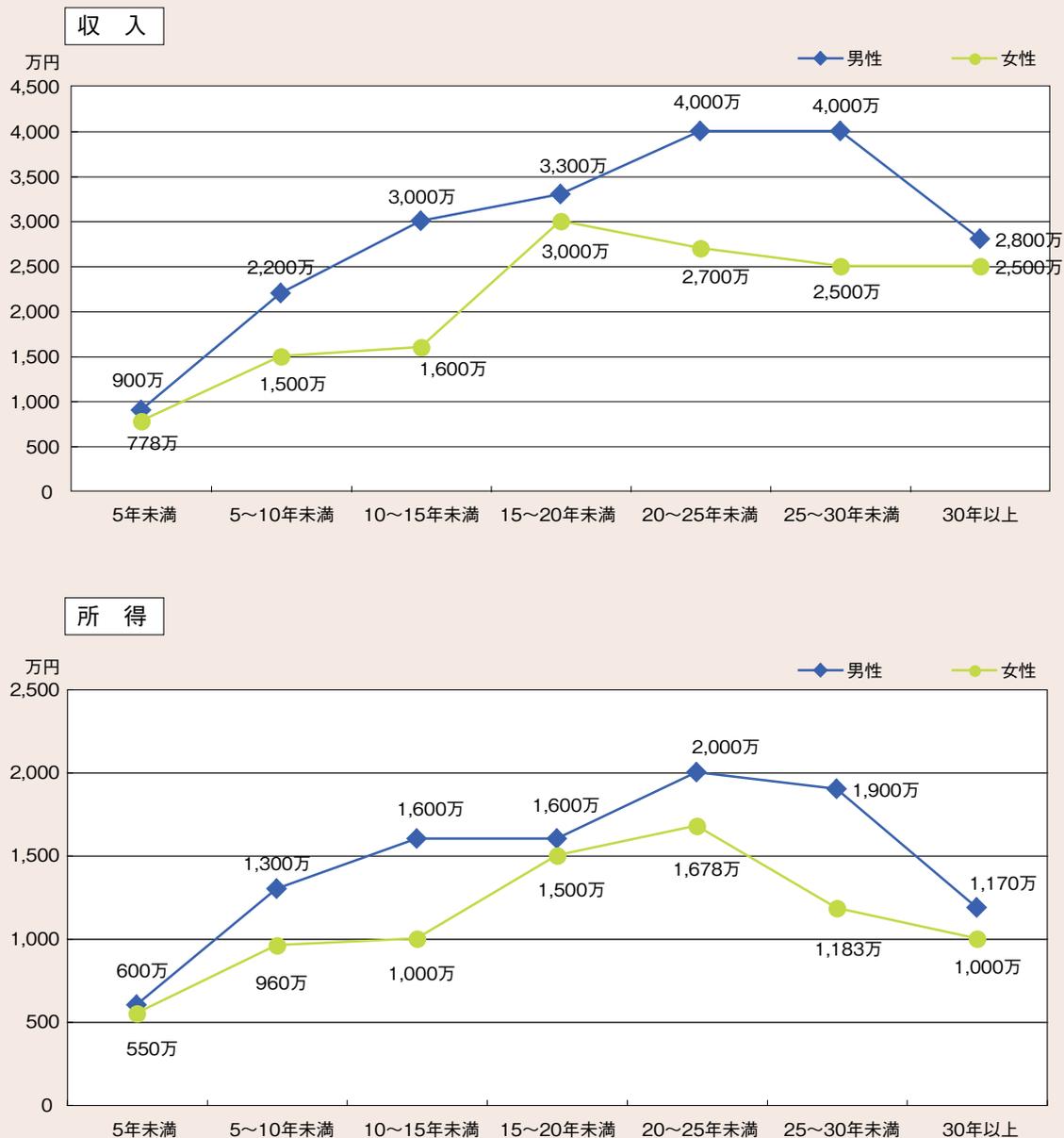
1. 収入と所得（男女別）



2. 弁護士経験年数別の中央値の推移

次のグラフは、弁護士経験の年数別に見た男女の収入と所得の中央値の推移である。ここでいう中央値とは、全体数が1,000であった場合、500番目の数値を中央値としてとったものである。

弁護士経験5年未満の時点では、男女ともに収入、所得の中央値額に大きな差は見られない。経験年数が上がるにつれ、男性、女性ともに金額も比例して上がっていくが、男性は経験年数30年頃から、女性は20～25年頃をピークに下降していることが分かる。またピーク時の所得につき、男性は2,000万円であるのに対し、女性は1,678万円と、約300万円以上の差がある。



特集1-2-3 女性弁護士に関する統計情報

3. 弁護士経験10年未満の経営者・非経営者別の収入と所得

次の表は、弁護士の経験年数が10年未満の弁護士について、経営者・非経営者別に収入と所得の分布を見たものである。経験年数10年未満までとしたのは、経験年数10年以上になると大多数の弁護士が経営者となるので、経営者・非経営者の立場別で比較する意義に乏しいためである。

収 入	弁護士経験5年未満				弁護士経験5～10年未満			
	経営者		非経営者		経営者		非経営者	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1,000万円未満	39.9%	14.3%	47.8%	52.8%	16.4%	9.8%	16.0%	31.0%
1,000万円以上～2,000万円未満	18.2%	31.4%	22.9%	16.2%	15.5%	31.1%	44.3%	42.3%
2,000万円以上～3,000万円未満	12.4%	17.1%	6.0%	2.5%	16.4%	26.2%	20.6%	12.7%
3,000万円以上～4,000万円未満	6.6%	5.7%	1.0%	0.5%	16.4%	18.0%	6.9%	0.0%
4,000万円以上～5,000万円未満	3.9%	2.9%	0.3%	0.0%	9.4%	0.0%	4.6%	2.8%
5,000万円以上～6,000万円未満	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%	9.7%	0.0%	1.5%	0.0%
6,000万円以上～7,000万円未満	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	3.3%	0.0%	0.0%
7,000万円以上～8,000万円未満	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	1.6%	0.0%	0.0%
8,000万円以上～9,000万円未満	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
9,000万円以上～1億円未満	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
1億円以上～1億1,000万円未満	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	1.6%	0.0%	0.0%
1億1,000万円以上～1億2,000万円未満	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
1億2,000万円以上～1億3,000万円未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
1億3,000万円以上～1億4,000万円未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
1億4,000万円以上	0.8%	0.0%	0.1%	0.0%	1.2%	1.6%	0.0%	0.0%
無回答	10.5%	28.6%	21.8%	27.9%	8.2%	6.6%	6.1%	11.3%

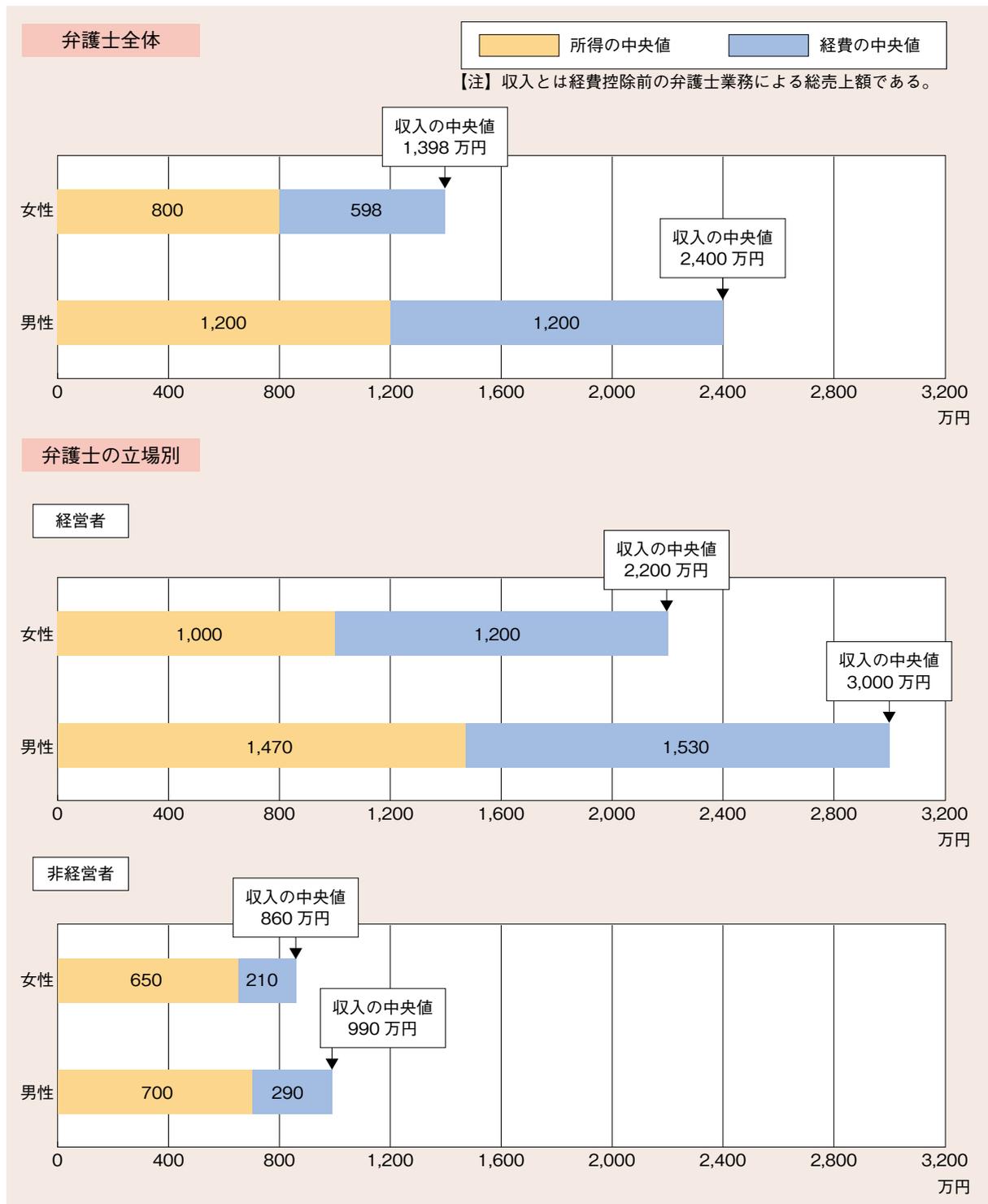
【注】収入とは、経費控除前の弁護士業務による総売上額である。

所 得	弁護士経験5年未満				弁護士経験5～10年未満			
	経営者		非経営者		経営者		非経営者	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
500万円未満	38.8%	15.4%	26.8%	33.7%	17.6%	9.8%	13.0%	15.5%
500万円以上～1,000万円未満	15.5%	20.5%	31.8%	26.0%	12.9%	29.5%	26.0%	35.2%
1,000万円以上～1,500万円未満	12.8%	20.5%	11.4%	5.6%	13.5%	23.0%	27.5%	31.0%
1,500万円以上～2,000万円未満	5.8%	10.3%	2.8%	1.5%	13.5%	11.5%	13.0%	2.8%
2,000万円以上～2,500万円未満	5.8%	2.6%	2.2%	2.0%	10.6%	8.2%	7.6%	0.0%
2,500万円以上～3,000万円未満	4.3%	10.3%	0.4%	0.0%	5.6%	6.6%	2.3%	1.4%
3,000万円以上～3,500万円未満	1.9%	0.0%	0.1%	0.5%	6.7%	0.0%	2.3%	1.4%
3,500万円以上～4,000万円未満	1.6%	0.0%	0.1%	0.0%	2.9%	1.6%	1.5%	0.0%
4,000万円以上～4,500万円未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.8%	1.4%
4,500万円以上～5,000万円未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
5,000万円以上～5,500万円未満	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
5,500万円以上～6,000万円未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
6,000万円以上	2.7%	0.0%	0.1%	0.0%	2.6%	3.3%	0.0%	0.0%
無回答	10.5%	20.5%	24.0%	30.6%	10.0%	6.6%	6.1%	11.3%

9 女性弁護士の収入と所得の中央値

次の表は、弁護士センサスによる収入、所得等に関するデータを基に、女性弁護士の収入と所得及び経費の中央値についてまとめたものである。ここでいう中央値とは、全体数が1,000であった場合、500番目を中央値としてとったものである。

表からは、収入、所得ともに女性弁護士は男性弁護士よりも低く、その差は特に女性経営者と男性経営者との間でより大きいことが分かる。



日弁連・弁護士会における男女共同参画のこれから

1 男女共同参画推進基本計画の概要

「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」では、第Ⅰ部で日弁連における男女共同参画推進の取組みについての「基本的考え方」を示したうえ、第Ⅱ部で日弁連の男女共同参画実現のために必要な事項として以下の12項目をあげ、そのそれぞれについて今後5か年（2012年まで）の間にめざすべき基本的目標と具体的施策を定めている。

1 政策・方針決定過程への女性会員の参画拡大

日弁連の委員会について女性のいない委員会（2007年度は13）を2年以内にゼロにする、正副委員長に占める女性会員の割合を5年間で10%を目標に増やす、日弁連の理事者に占める女性会員の割合が5年間で10%程度に増えるよう期待し、そのための条件整備等の取組みを推進する、という数値目標を掲げている。ただし、理事者に関しては現在行われている選挙を基盤とした選任方法はこれを前提とすることとしている。具体的には女性が少ない原因の調査・検討、それに基づく条件整備、女性の参画を促すような啓発・広報活動などを行う。

2 収入と所得、業務等に関する男女会員間の格差の調査・検討

会員の性別によって経済的基盤に構造的な格差が生じていないか調査し、それが認められる場合にはその改善策を講ずるとともに、会員が性別にかかわらず多様な分野で活躍できるような施策を行う。

3 就職・処遇における男女平等確保

法律事務所における弁護士の募集・採用において未だ性別による差別が相当数存在する現実に鑑み、性別による差別的取扱いを防止するための指針等の策定、女性の採用・平等な処遇等に積極的に取り組んでいる事例の紹介等を行う。

4 女性弁護士不足の解消

未だ女性会員の割合が少ないこと、特に地方では女性弁護士不足への対策が必要であることから、日弁連における女性会員の数・割合を増やすよう女子学生への情報提供等の働きかけや妊娠・出産等で弁護士登録を抹消した有資格者への支援等を行うとともに、女性会員、男性会員のいずれもが地方でも働きやすくするよう環境・体制を整備する。

5 仕事と家庭の両立支援

男性、女性を問わず、会員の仕事と家庭生活（家事、妊娠・出産、育児、介護等）との健康的な両立を図ることを目標に、弁護士の妊娠・出産等への事務所の対応例の情報収集と会員への情報提供、日弁連の会費免除規程の期間や対象の拡大、日弁連の行事や会議、研修の際に会員が利用できる保育サービスの提供など家庭責任を負っている会員の参加を支援する施策等を検討・実施する。

6 男女共同参画の視点に立った公式企画・印刷物等のあり方の検討

日弁連等が公式に印刷物を発行したり公式行事を主催・共催するに際して、当該企画の中に、日弁連等における男女共同参画の推進を阻害したり、男女共同参画推進の趣旨との関係で違和感を生じさせるものや品位を損なうものが含まれないよう、指針等を策定する。

7 性差別的な言動や取扱いの防止

募集・採用、処遇における性差別的な取扱いやセクシュアル・ハラスメントなど、会員による性差別的な言動や取扱いを防止するため、日弁連の「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則」の対象の拡大等の改定、指針の策定、セクシュアル・ハラスメント防止のための研修を全会員対象に実施する等の施策を行う。

8 苦情処理機関

日弁連や各弁護士会の活動や運営、会員等による性差別的な取扱い等に関して、容易に苦情申立ができ、迅速かつ柔軟に対処できる機関を設置する。

特集1-3 日弁連・弁護士会における男女共同参画のこれから

9 国際活動

弁護士会の男女共同参画に関し、諸外国の組織との交流や情報交換を行う。

10 研修・啓発活動

会員全体の男女共同参画、ジェンダーに関する意識を高めるための研修の実施、全国キャンペーンの実施、会員を対象としたパンフレットの作成・普及、ニュース等による情報提供を行う。

11 男女共同参画推進体制の構築・整備

男女共同参画推進のための日弁連内の体制の整備、各弁護士会、弁護士会連合会への支援のための体制の整備、計画の実施状況の検証及び会長による年次報告等を行う。

12 司法におけるジェンダー問題への取組み

日弁連第53回定期総会で採択された「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」に基づく活動を行う。

2 全国の弁護士会の取組み

全国の各弁護士会においても、会内の男女共同参画推進のための取組みが進められている。

1. 基本大綱等の制定・男女共同参画推進本部等の設置

●東京弁護士会

- ・「東京弁護士会男女共同参画推進要綱」を常議員会で決定（2008年3月）
- ・男女共同参画推進本部を設置

●第二東京弁護士会

- ・「第二東京弁護士会における男女共同参画基本計画」を総会で決議（2007年1月）
※正副会長において女性会員の占める割合を5年をめぐりにおおむね30%とすること、委員会正副委員長・常議員に関しては25%以上とすること、会員が5名以上所属する法律事務所においては所属する女性会員が25%以上となるよう努力すること、などの具体的な数値目標を掲げる。
- ・男女共同参画プロジェクトチームを設置

●大阪弁護士会

- ・「大阪弁護士会男女共同参画施策基本大綱」を常議員会で決定（2008年3月）
- ・男女共同参画推進本部を設置

2. 産前産後の会費免除の実施

2008年3月末日現在、39弁護士会が、女性会員の産前産後期間について、その申請に基づき免除する規程を設け、あるいは運用によって同様の措置をとっている（男女共同参画推進本部調べ）。

※長崎県弁護士会の規程では、女性会員のみならず男性会員にも適用が可能となっている。

3. 会員等によるセクシュアル・ハラスメント防止のための規則等の制定

弁護士会員や弁護士会職員によるセクシュアル・ハラスメント防止に関して、東京三会、京都、埼玉、大阪など12の弁護士会が規定を設けている（2008年3月末日現在。男女共同参画推進本部調べ）。

※第二東京弁護士会の規定はセクシュアル・ハラスメントのみならず性別に基づく不利益取扱い全般を対象とするものとなっている。また、執行部や新人会員に対してセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を義務づけているものもある。

4. その他

弁護士会館内に女性専用休憩室を設置（東京・第二東京など）。

女性弁護士のキャリアを紹介する冊子「女性弁護士のためのライフプランニング」の発行。子育て中の会員の研修参加のためのベビーシッター費用補助制度（第二東京）。